



広報

# おみいた

No.286

2022.4



## 泉谷(技の館周辺)の枝垂桜

当初予算の概要	4
各種講座・教室案内	5~7
上板町ふれあいクラブ	9
補助事業一覧	13

# 全国町村議会議長会表彰受賞



## 青山 紘一氏

令和4年2月8日付で、全国町村議会議長会表彰を受賞されました。

青山氏は、議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。

栄えある受賞をたたえとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。



● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局

# 上板柔友会大会連覇！

令和4年2月27日(日)、鳴門大塚スポーツパーク・ソイジョイ武道館において徳島県春季少年柔道大会が開催されました。全国大会の予選となる団体戦において昨年に続き優勝し、全国大会への切符を獲得しました。全国少年柔道大会は5月5日(祝・木)に講道館にて開催予定となっています。コロナ禍で思うような活動が出来ない中、選手は今出来ることを考え精一杯頑張っています。大会開催の折には皆様のご声援よろしくお祈りいたします。



### 【団体戦】

準決勝	上板柔友会	2 - 1	藍住真導スポーツ少年団
決勝	上板柔友会	3 - 0	板野町柔道教室
先鋒	吉岡龍	○ 背負投	三ツ石
次鋒	佐野	引 分	岩佐
中堅	三井	○ 合 技	楠本
副将	西川	○ 払 腰	中崎
大将	吉岡虎	引 分	近藤



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎ 088-694-6814

# 日本酪農協同株式会社の徳島工場が操業開始

「毎日牛乳」のブランドで知られる乳業メーカー・日本酪農協同株式会社の徳島工場が、徳島市応神町から上板町下六條に新築移転し、令和4年1月6日に操業が開始されました。

新工場では、牛乳をはじめとした様々な乳製品が製造され、主に四国及び中国地方の各県へ出荷されます。

今後は、町との災害時における協力態勢に関する協定の締結や、小学校等の社会学習時の工場見学の受入対応など、災害に強いまちづくりや教育施策等を含む多様な社会活動への貢献にも期待されます。



## 令和4年度 国民健康保険税の税率などが変わります

国民健康保険制度は、国民健康保険加入者の方が病気やけがをした時に安心して医療を受けられるように国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年度から県が国民健康保険制度の運営主体となっており、町は県の運営方針等に沿って、税率を改正することとなりました。

国民健康保険加入の皆様には、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

税率区分			令和3年度	令和4年度改訂後
全保険者	医療給付費 (課税限度額65万円) (前年度は、63万円)	所得割	9.40%	9.50%
		資産割	20.0%	10.0%
		均等割	25,000円	25,000円
		平等割	20,000円	20,000円
	後期高齢者支援金 (課税限度額20万円) (前年度は、19万円)	所得割	2.50%	2.50%
		資産割	5.0%	5.0%
40歳以上 65歳未満	介護納付金 (課税限度額 17万円)	均等割	6,000円	6,000円
		平等割	6,000円	6,000円
		所得割	1.50%	1.80%
		資産割	5.0%	5.0%
		均等割	6,000円	6,000円
		平等割	5,000円	5,000円

※課税限度額は、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。  
 ※所得が一定額以下の世帯には、国民健康保険税を軽減する制度があります。申請不要ですが、必ず所得の申告を行ってください。  
 ※令和4年度から未就学児の均等割保険税を半額に軽減します。

### 【算出方法】

「医療給付費」、「後期高齢者支援金」、「介護納付金」について、それぞれ次の①～④を合計して算出します。

- ①所得割・・・加入者の所得に応じて算出します。  
課税所得金額（前年中の総所得金額等－基礎控除額）×税率
- ②資産割・・・加入者の令和4年度固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る固定資産税額×税率
- ③均等割・・・加入者1人につき均等割が加算されます。  
加入者数×均等割額
- ④平等割・・・1世帯につき平等割が加算されます。  
1世帯×平等割額

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎ 088-694-6807

# 令和4年度 | 当初予算の概要

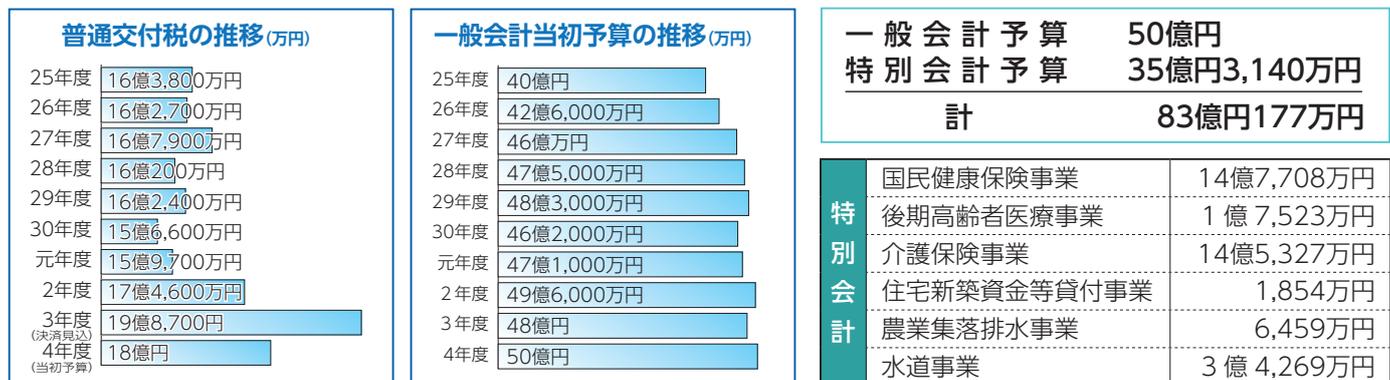
上板町議会3月定例会において令和4年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ4.2%（200,000千円）増の50億円となっております。

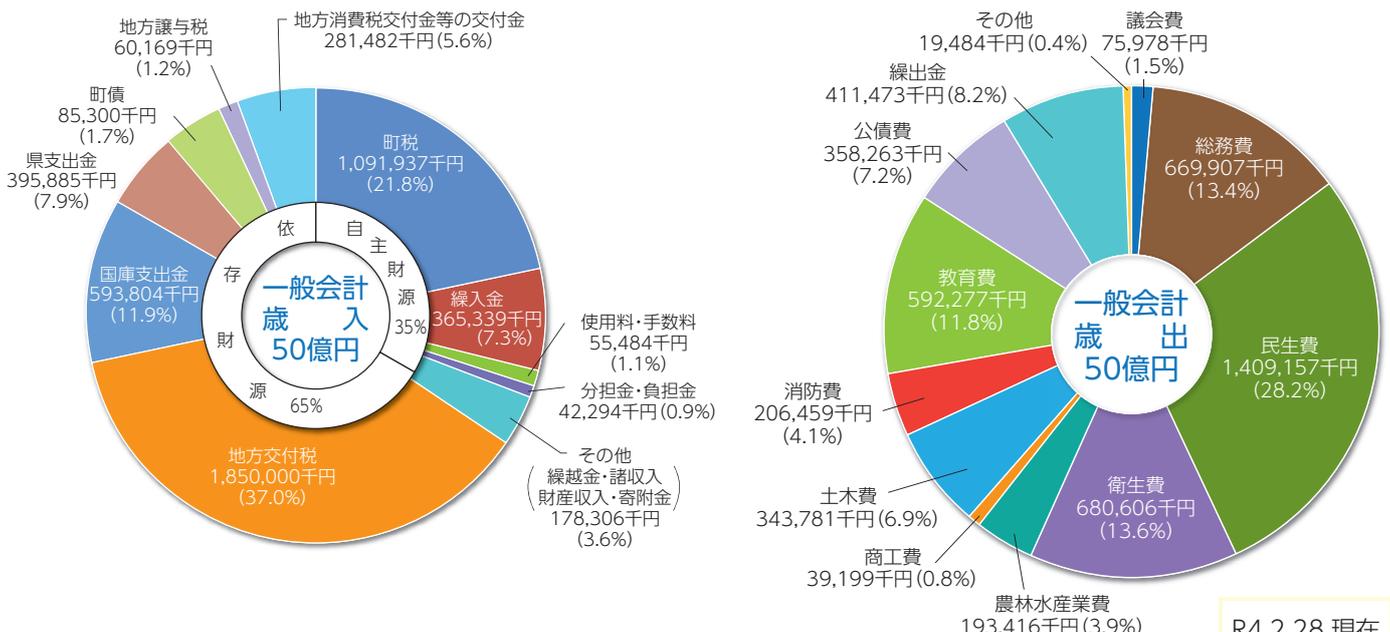
歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は6.8%の増であります。財政調整基金取り崩しによる繰入金は14.1%の増となり、次年度以降の大型事業に備え、今後における基金の管理については、計画的な運用が不可欠です。

主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、高等学校卒業までの医療費の助成に加え、中学校卒業までの自己負担無料化や、新たに町内企業等に就業し転入した世帯を応援するため、移住就業等支援金を創設し、少子化対策の強化に取り組みます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、保健相談センターを拠点として、町民の健康の保持及び推進に取り組みます。また、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を行い、外出に伴う運動の機会創出等を図ってまいります。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、伝統産業である和三盆糖を支援するためサトウキビ生産力向上事業補助金を創設し、生産規模拡大の支援による農業振興に取り組みます。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、防災備蓄品を計画的に配置するため、今年度においてもアルファ米等非常食を購入し、加えて蓄電池を配備し、避難所機能の充実強化を図ってまいります。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行い、ふるさと納税の拡充など自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組みます。

厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしく願います。



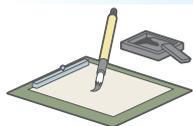
## 一般会計 50億円の内訳



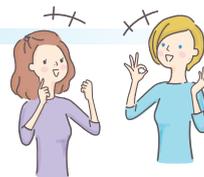
町民1人当たりが納める税金 約94,300円  
 町民1人当たりに使われる費用 約431,900円  
 1世帯当たりに使われる費用 約1,015,200円  
 R4.2.28 現在 11,577人 (4,925世帯)

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

## 中央公民館各種講座案内



上板町中央公民館では、次の講座を開講します。  
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？



No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話 (初心者対象)	15	毎週月曜：月4回 19:00～第2会議室	中学校英語指導助手 フロスト ダニエル	成人
2	英会話 (中級程度)	15	毎週月曜：月4回 20:10～第2会議室		
3	中国語	20	毎週火曜：月4回 19:30～第2会議室	近藤 珠梨	成人
4	日本舞踊	20	第2・4水曜：月2回 19:30～第3会議室	西條 澄子	成人
5	書道	15	第1・3水曜：月2回 19:30～第1会議室	永井 厚子	高校生以上
6	詩吟	15	第2・4金曜：月2回 19:30～第1会議室	原田 重利	成人
7	詩吟	15	第1・3木曜：月2回 19:30～第1会議室	西條 陽一	成人
8	三味線	15	第1・3木曜：月2回 10:00～試食室	杵家 弥津穂	成人
9	日本舞踊・阿波踊り	20	第1・3土曜：月2回 13:30～第3会議室	平野 シマコ	3歳～成人

○合同開講式および初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。

※今後の状況により、講座の開講を延期または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 申込方法

上板町中央公民館事務局（教育委員会内）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください（郵送可）。  
申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。

電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

### 窓口受付時間

平日の午前8時30分～午後5時

### 受講料

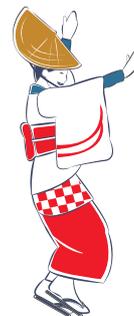
無料です。ただし、実習材料費等は個人負担（実費）でお願いします。

### 受講資格

上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

### 注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が5名以下の場合、開講できないことがございます。予めご了承ください。



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎ 088-694-6814

# 令和4年度 上板町文化センター 講座受講生募集

講座名	受講日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会場
身体年齢若返り 体操教室 	毎月第3火曜日	午前10時00分	無料	ヨガマット 飲料水	関本 真美	第1分館
身体年齢若返り ヨガ教室 		午前11時00分				
フラダンス教室 	毎月第2・4金曜日	午後2時00分	無料		松本 美穂	文化センター
生け花教室 (桑原専慶流) 	毎月第2・4木曜日	午後1時30分	花代 1回 800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎 富枝	文化センター
書道教室 (小・中学生対象) 	毎週水曜日	午後5時00分	会報誌 月 600円	書道道具	岡本 恵治	第1分館
パッチワーク教室 	毎月第2火曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋 美喜	文化センター
健康ヨガ教室 	毎月第3木曜日	午後1時30分	無料	飲料水・ヨガマット	勝占公美子	第1分館
日本舞踊教室 	毎週火曜日	午後1時30分	無料		平野シマコ	文化センター
スポーツ吹矢教室 	毎月第1・3水曜日	午前9時00分	無料	吹矢道具	日野 繁子	文化センター
吊し飾り教室 	毎月第1・3水曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古典講座 	毎月第2火曜日	午後1時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室 	毎月第2・4水曜日	午前10時00分	月 1,500円	タオル・飲料水	盛下のぶ子	文化センター
大正琴教室 	毎月第2・4水曜日	午後1時30分 午後3時30分	月 3,300円 入会金 1,500円+税 年会費 2,500円+税		金井 宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室 	毎週木曜日	午後1時30分	無料	タオル・飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室 	毎月第1・3金曜日	午後1時30分	無料	オカリナ	松尾 義和	文化センター
生活習慣病予防 体操教室 	毎月第1月曜日	午前10時00分	無料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折り紙教室 	毎月第1・3水曜日	午後1時00分	無料	折り紙	吉田 弘	文化センター
手作り教室 	毎月第4月曜日	午後1時30分	無料	裁縫道具	多賀 早苗	文化センター

《お申し込み・お問い合わせ》上板町文化センター ☎088-694-3020

# 令和4年度 馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材料費	締め切り日
ペン習字教室 	毎月第1・3水曜日	午後1時30分	佐藤 千種	ペン、昇級テスト代(受験者のみ)他	随時
フラワー デザイン教室 	毎月第3木曜日 初回4月21日(木)	午後1時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月~9月 6回 12,000円 4月14日 (木)
寄せ植え教室 	4月27日(水)	午後1時30分	花 由	春のガーデニング	2,000円 4月22日 (金)
押し花教室 	毎月第1火曜日	午後1時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代 随時

## ■その他相談事業

くらしの保険相談	5月24日(火) 奇数月 第4火曜日	午後1時30分	吉岡 運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料
----------	--------------------------	---------	-------	--	----

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町馬道会館 ☎088-694-4868

# 老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

## 《上板町老人福祉センター講座》

福祉センター講座	定員	受講日	時間	場所	開講日
短歌講座	20名	月1回 第3火曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月17日(火)
俳句講座	20名	月2回 第2・4火曜日	13:30~15:30	老人福祉センター	5月10日(火)
書道講座	12名	月2回 第1・3火曜日	13:30~15:00	老人福祉センター	5月10日 (第2火)
陶芸教室	20名	月2回 第1・3金曜日	9:30~12:00	老人福祉センター	5月6日(金)
健康運動	30名	月2回 第1・3木曜日	13:30~14:30	老人福祉センター	5月12日 (第2木)

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担(実費)となります。

## 《介護予防事業》

受講対象者…65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。

	定員	受講日	時間	場所	開講日
介護予防教室	15名	7月~9月 (3か月間) 毎週火曜日	栄養教室 9:30~10:10 歯科教室 10:20~11:00 運動教室 11:10~11:50	老人福祉センター	7月5日(火)
健康けん玉教室	15名 上板町内 在住の方 (年齢問わず)	月1回 第1木曜日 7月のみ21日(木)	10:00~11:30	老人福祉センター	5月12日(木)

◎申し込み締め切りは4月末日とさせていただきます。

◎振り返り講習日(2回) ①令和4年12月6日(火) ②令和5年3月7日(火)

## 《健康づくり事業》

講座名	定員	受講日	時間	場所	開講日
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第1月曜日	10:00~11:00	東老人集会所	5月2日(月)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第2金曜日	10:00~11:00	西老人集会所	5月13日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第3金曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	5月20日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第4金曜日	10:00~11:00	南老人集会所	5月27日(金)
太極拳	20名	月1回 第2木曜日	10:00~11:30	西分老人集会所	5月12日(木)
太極拳	20名	月1回 第4木曜日	10:00~11:30	南老人集会所	5月26日(木)
いきいき百歳体操	20名	月1回 第2月曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	4月11日(月)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町社会福祉協議会事務局 ☎ 088-694-6155

# 徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和4年度・令和5年度の保険料を算出する保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、令和4年度および令和5年度は下記のとおりです。

また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方及び被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、軽減制度があります。

なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和4年度から保険料の上限額についても見直しが行われています。

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 保険料の計算方法（令和4年度・令和5年度）

### 保険料 = 均等割額 + 所得割額

※100円未満切捨て、上限額66万円  
(令和3年度:64万円)

**均等割額 56,044 円**

○被保険者が等しく負担

### 所得割額

基礎控除(43万円)後の総所得金額等

×

**所得割率 10.47%**

○被保険者の所得に応じて負担

## 保険料の軽減（令和4年度）

### 均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与と所得者の数 - 1)」以下	<b>7割</b>
43万円 + 「28万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与と所得者の数 - 1)」以下	<b>5割</b>
43万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与と所得者の数 - 1)」以下	<b>2割</b>

### 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	均等割額の軽減割合
	<b>5割</b>

## 保険料のお支払い

令和4年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただけます。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただけます。また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

## 入院したときの食事代等について

同一世帯の全員が住民税非課税の方で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、お住まいの市町村担当窓口に申請してください。また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度市町村窓口に入院日数の届出を行ってください。※申請月よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。

### ● お問い合わせ ●

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666  
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 ホームページアドレス <https://www.koukikourei-tokushima.jp/>  
上板町役場 健康推進課（後期高齢者医療制度担当） ☎088-694-6810



# 上板ふれあいクラブ

みんな楽しく、いい汗かいて 健康な体づくり

令和4年度 会員募集中!

日曜・祝日休み

教室名	開設日時	会場	指導者等	備考
①キッズサッカー	第2・4月曜日 19:00~20:00	東光小学校体育館	多富義和 町スポーツ推進委員	4歳~ 小学3年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 トクシマフィットネスラボ	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30~20:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 トクシマフィットネスラボ	有料
⑤健康吹き矢	第2・4木曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	井坂道子・岡本佐和子	
⑥健康ストレッチ	第2・4木曜日 15:00~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第2・4土曜日 14:00~15:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園~ 小学2年
⑧ニュースポーツ (カローリング)	第1・3土曜日 13:00~14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町 スポーツ推進委員	
⑨バウンドテニス	第1・3土曜日 15:00~17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00~17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱 清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月~金13:00~20:00 土 13:00~18:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみませ んか(貸ラケット有)	筋トレ 高校生以上使用可

**【会費・スポーツ安全保険料】** ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区分	年会費	家族2人目から	団体(10人以上)	団体(20人以上)	スポーツ安全保険
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

●入会申込書は、上板ふれあいセンターにあります。

※ 会費・スポーツ安全保険は令和5年3月31日まで有効

※ 筋トレ・卓球 使用料(会員1か月500円、会員外1回町内300円、町外500円)

※ 上板町外の方は、年会費+500円

※ ⑤、⑧、⑨の教室は維持費として(年間500円)

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板ふれあいクラブ事務局 ☎ 088-679-7788  
開設時間 月~金 13:00~20:00 土 13:00~18:00

# 令和4年度 狂犬病予防注射日程表

飼い犬は法律により、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。本年度も次の日程とおり実施しますので、都合のいい場所で受けてください。

当日は、混み合う事が予想されますので、新しく飼い始めた方は、前もって登録していただき、円滑に注射ができますようご協力ください。この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

- ※ 当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止に、ご協力をお願いします。  
また、お釣りが出ないように狂犬病予防注射費用をご用意ください。

**登録済犬** 狂犬病予防注射 3,300円 …………… 計 3,300円

**新規登録** 登録 3,000円・狂犬病予防注射 3,300円 …………… 計 6,300円

※ 令和2年度より注射料金が3,300円に変更となっております。

※ 登録は、(公社)徳島県獣医師会に加入の動物病院でもできます。

※ 狂犬病予防注射を、(公社)徳島県獣医師会に加入していない動物病院等で受けた場合は、役場窓口で注射済票の交付手続き(550円)が、別途必要となりますのでご注意ください。

- 登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。
- 町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、他市町村へ転出された場合には、新たな所在地の役場等へ変更届を出してください。
- 当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。
- 時間・場所を確認の上、犬をお連れください。
- トラブルの原因になりますので、首輪が抜けないようにしっかりとめてください。



月日	時間	場所	月日	時間	場所
5月9日 (月曜日)	9:30~ 9:50	古町水土里ゾーン前	5月10日 (火曜日)	9:30~ 9:50	十二社神社前
	10:00~10:30	鳥羽神社		10:00~10:20	佐藤塚集会所前
	10:40~11:00	高志地区消防コミュニティーセンター		10:30~11:00	旧JA高志支所東部集荷場
	11:10~11:40	天目一神社前		11:10~11:40	椎本多目的集会所
	13:15~13:35	乳保神社		13:15~13:40	西分老人集会所
	13:45~14:05	鳥屋会堂		13:50~14:10	高磯集会所
	14:15~14:45	瀬部元原公会堂		14:20~14:45	大聖寺前
	14:55~15:25	役場駐車場	14:55~15:20	小路ごみステーション前	
5月11日 (水曜日)	9:30~ 9:55	旧JA大山支所農業倉庫	5月12日 (木曜日)	9:30~ 9:55	泉谷高速高架下
	10:05~10:30	馬道会館		10:05~10:30	泉谷多目的集会所
	10:40~11:05	文化センター		10:40~11:05	天神前公会堂
	11:15~11:40	原東多目的集会所		11:15~11:40	熊ノ庄集会所
	13:15~13:35	大山町集会所		13:15~13:35	門田集会所
	13:45~14:05	大己貴神社前		13:45~14:10	西老人集会所
	14:15~14:40	殿宮神社前		14:20~14:45	松島神社前
14:50~15:20	小柿ごみステーション前	14:55~15:25	役場駐車場		

● 野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせ ●

神山町阿野字長谷 333 徳島県動物愛護管理センター ☎ 088-636-6122

## 町税の納期について

令和4年度の納期は次のとおりになっています。納期内の納付にご協力よろしくお願いいたします。

税目	軽自動車税(種別割)	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税
1期	5月31日	6月30日	8月1日	8月1日
2期		8月31日	9月30日	8月31日
3期		10月31日	12月26日	9月30日
4期		1月31日	2月28日	10月31日
5期				11月30日
6期				12月26日
7期				1月31日
8期				2月28日

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎ 088-694-6807

## 介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期について

令和4年度の納期は次のとおりになっています。納期内の納付にご協力よろしくお願いいたします。

令和4年度納期予定表

	介護保険料	後期高齢者医療保険料
4月		
5月		
6月	令和4年6月30日(1期)	
7月	令和4年8月1日(2期)	
8月	令和4年8月31日(3期)	令和4年8月31日(1期)
9月		令和4年9月30日(2期)
10月	令和4年10月31日(4期)	令和4年10月31日(3期)
11月		令和4年11月30日(4期)
12月	令和4年12月26日(5期)	令和4年12月26日(5期)
1月		令和5年1月31日(6期)
2月	令和5年2月28日(6期)	令和5年2月28日(7期)
3月		令和5年3月31日(8期)

● お問い合わせ ● 上板町 健康推進課 ☎ 088-694-6810

# 上板町議会だより

## ◎令和4年第1回定例会の概要

第1回定例会は、3月2日から3月15日までの14日間（会期は3月16日までの15日間）の日程で開かれました。

開会日には、松田町長から町政に取り組む所信及び提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策、町財政（令和4年度当初予算編成等）、防災対策などについて論議されました。（議員8名から一般質問）

当初予算7議案が各常任委員会（総務・厚生・産業建設常任委員会）に付託され、慎重に審査した後、本議会において委員長報告が行われました。

町長提出議案25件のうち、23件が原案どおり可決され、人事案件の2件が同意されました。

議員提出議案7件のうち、4件が可決、2件が採択され、1件が決定されました。

## ◎議会議員全員協議会

令和4年2月24日・3月15日

第1回定例会提出議案等の協議を行う。

## ◎財産区議会

・上板町大山財産区議会

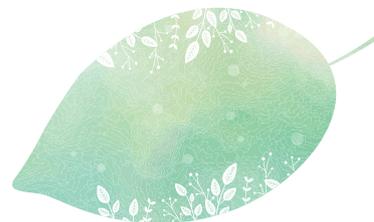
（第1回定例会）令和4年2月8日

令和4年度当初予算について審議

・上板町神宅財産区議会

（第1回定例会）令和4年2月14日

令和4年度当初予算について審議



● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局 ☎ 088-694-6815

## 新生児に「お食い初めセット」をプレゼントしています！



※サンプル

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用した「お食い初めセット」を、お誕生祝いとして、ご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。



お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いに存じます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

# 上板町の主な暮らし応援事業を紹介します！



※上板町で実施している主な補助事業等の制度一覧です。

町のすべての補助事業等ではありません。

一覧に掲載されていない補助事業等については、担当課へお問い合わせください。

詳しくは各ページをご覧ください

## 上板町で暮らす

- ・わくわく移住支援事業…………… P14
- ・移住就業支援金…………… P15
- ・住宅取得応援助成金…………… P15
- ・結婚新生活支援事業…………… P16
- ・マリッサとくしま会員登録費補助事業…………… P16

## 空き家でお困りの方へ

- ・空き家バンク…………… P18
- ・空き家利活用改修支援事業…………… P19
- ・老朽危険空き家除却支援事業…………… P19

## 災害への備え

- ・木造住宅耐震化促進事業…………… P20・P21
- ・危険ブロック塀安全対策支援事業…………… P23
- ・感震ブレーカー補助事業…………… P23
- ・災害時協力井戸登録及び水質検査費補助事業…………… P23
- ・自主防災組織活動助成事業…………… P22
- ・防災士資格取得補助事業…………… P22

## リフォームと暮らしのサポート

- ・住宅リフォーム補助事業…………… P17
- ・合併浄化槽設置補助事業…………… P17
- ・思いやり収集…………… P27
- ・ふれあい回収…………… P24
- ・コンポスト補助金事業…………… P27
- ・バス定期券購入費補助…………… P34

## 子育て応援

- ・子どもはぐくみ医療費助成事業…………… P24
- ・とくしま在宅育児応援クーポン…………… P30
- ・放課後児童クラブ利用料軽減…………… P31
- ・風しん予防接種費用助成事業…………… P31

## 生き生き暮らし応援

- ・非課税世帯臨時給付金…………… P28・P29
- ・高齢者の肺炎球菌予防接種費用助成事業…………… P32
- ・人間ドック・脳ドック助成…………… P33
- ・敬老祝い金…………… P34
- ・高齢者バスタクシー料金助成事業…………… P34

## 事業等への支援

- ・新型コロナウイルス感染症傷病見舞金給付事業…………… P35
- ・企業立地雇用奨励金…………… P14
- ・スマート農業推進事業…………… P36
- ・有害鳥獣被害防止対策設備購入費補助…………… P36
- ・藍生産力向上事業…………… P37
- ・サトウキビ生産力向上事業…………… P37
- ・農地集積促進事業…………… P38

まさかの時の手続き一覧…………… P25・P26  
(抜き取って保存ができます)



13ページから38ページまでは抜き取って保存ができます。

# 上板町企業立地雇用奨励金

## ◆制度の概要

上板町内に新たに立地した事業所が、立地後の操業開始日以降3年間の間に上板町内に住所を有する方を新規雇用した場合に、1人あたり30万円を交付します。

## ◆奨励対象者

◎固定設備の総額が1,000万円以上の事業所を上板町内に新設（土地家屋の取得を伴うものに限る）した、常時雇用従業員数が10人以上である事業者

## ◆奨励金交付要件

◎新設事業所の操業開始日以降3年以内に、当該事業所で雇用期間の定めのない正社員として、雇用の開始日に上板町内に住所を有する者を新規雇用し、その雇用が1年以上継続していること

## ◆奨励金の額

◎奨励金交付要件対象者1人あたり30万円  
※1事業者に対しての奨励金上限額は2,000万円

## ◆申請の流れ

- ①奨励金交付要件対象者に該当する見込みのある方を雇用したときに、上板町企業立地雇用奨励金交付対象事業者認定申請書を提出する（操業開始日以降3年以内）
- ②雇用奨励金対象事業者としての認定を受ける
- ③奨励金交付要件対象者の雇用期間が1年を経過した後に、上板町企業立地雇用奨励金交付申請書を提出する

※奨励金の交付には他にも要件があります。詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 上板町わくわく移住支援事業補助金

上板町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいいます。以下同じです。）から上板町に移住した方が、所定の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付します。

## 【支給金の額】

### ○2人以上の世帯の場合：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同しての移住である場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算します。（ただし、18歳未満の世帯員が申請者の配偶者である場合は加算の対象になりません。）

- 例①：2人世帯での移住で、世帯員のうち1名が18歳未満の場合の支援金の額＝130万円  
例②：4人世帯での移住で、世帯員のうち2名が18歳未満の場合の支援金の額＝160万円  
例③：3人世帯での移住で、世帯員のうち2名が18歳未満であるが、18歳未満の2名のうち1名が申請者の配偶者である場合の支援金の額＝130万円

### ○単身世帯の場合：60万円

## 【支援金の対象】

下記の各要件を満たす方が対象になります。

### ◆移住元に関する要件

次の①②いずれにも該当する方<sup>※1</sup>

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は下記条件不利地域<sup>※2</sup>を除く東京圏に在住し、東京23区内へ通勤<sup>※3</sup>していた方
- ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は下記条件不利地域<sup>※2</sup>を除く東京圏に在住し、東京23区内に通勤<sup>※3</sup>していた方

※1 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内にて法人経営者又は個人事業主として就業した方、及び東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

※2 条件不利地域

- 【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
【千葉県】 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

※3 通勤

雇用者としての通勤にあっては雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

### ◆移住先に関する要件

- ・上板町わくわく移住支援事業補助金交付要綱施行日以降に上板町に転入したこと。
- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

- ・上板町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・「みんなでリスタート！徳島移住促進支援金」の給付を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
- ・その他徳島県及び上板町が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

### ◆就職等に関する要件

就業等に関しては、就業の状況によって個別に詳細要件がありますので、町ホームページの該当記事にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせください。

例：一般就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が徳島県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、徳島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人対象法人等（以下、「移住支援金対象法人等」という。）であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

その他の就業パターン

- ◎専門人材の場合 ◎テレワーカーの場合
- ◎関係人口の場合
- ◎創業する場合で関係人口に該当しない場合

### ◆世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合）

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上板町わくわく移住支援事業補助金交付要綱施行日以降に転入したこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- ・世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 上板町移住就業等支援金

## ○支援金の概要

他市区町村に居住する方が、上板町内の事業所への就職や転勤等に伴い上板町に転入した場合に、上板町移住就業等支援金を交付します。

## ○対象要件

- ◆上板町に転入した日が令和3年10月1日以降であること
- ◆上板町に転入する前に、原則1年以上他市区町村に居住していたこと
- ◆上板町に転入して1年以上経過していること
- ◆上板町内の事業所（国又は地方公共団体の事業所を除く）での勤務を正社員として1年以上継続していること

## ○対象者

対象要件を満たす方のうち、①～③のいずれかに該当する方

- ①上板町に転入した後、原則1年以内に上板町内の事業所に就職した方
- ②転勤により上板町外の事業所から上板町内の事業所に赴任した方
- ③上板町内の事業所に現に通勤している方

## ○支援金の額

一律50,000円（1人1回限り）

## ○交付申請

上板町に転入して1年以上経過し、かつ、上板町の事業所での勤務期間が1年以上経過した後の申請になります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

住宅を新たに購入、建て替え、相続された方などにお知らせです。

# 上板町定住促進「住宅取得応援助成金」

## ○制度の概要

平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に、上板町への移住・定住者が移住又は定住のために上板町内で新たに居住を開始した一戸建て住宅と住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税に相当する額を、当該移住・定住者に最大5年間助成します。

## ○対象となる物件

上板町に移住又は定住する方が、平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に移住又は定住のために新たに居住を開始した、上板町内に所在する床面積50㎡以上280㎡以下の新築又は中古住宅（以下「対象住宅」といいます。）及び対象住宅に係る住宅用地（以下「対象用地」といいます。）

- ◎対象住宅が併用住宅である場合の床面積は居住の用に供する部分の面積になります。
- ◎対象用地の面積については必要に応じ面積按分等により算出します。
- ◎貸家等、貸借を目的とした住宅及び共同住宅・寄宿舎等は対象外です。

## ○交付対象者

対象住宅に居住し移住又は定住した方で、町税等の滞納がない方及びその他町長が助成金の対象者として適さない事項の該当者でないと認める方

- ◎年齢制限、所得制限はありません。
- ◎昨年8月からの改正により、従前から所有されていた住宅を建て替えた方や、親族からの相続により住

宅を取得した方についても、建て替え又は相続による住宅の取得及び当該住宅での定住となる居住開始が、要件を満たす期間内である場合は交付対象者になります。

- ◎住宅・敷地ともに所有権を有していない方でも、居住状況次第で対象になる場合もあります。

## ○助成金の額

対象住宅及び対象用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額

- ◎助成金の額を算出する際に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

## ○助成対象期間

「申請者の移住又は定住開始後、最初に到来する1月1日」を賦課期日とする固定資産税の賦課年度以降5年間

## ○交付申請

7月～翌年3月15日の間

- ◎固定資産税納付後の申請になります。
- ◎助成金は年度毎の固定資産税額に応じて交付されるものであり、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年申請が必要です。
- ◎審査の結果、助成金の交付を受けられない場合もあります。

※助成金の制度については上記内容に加え、他にも要件や注意事項があります。詳しくは町ホームページの該当記事にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 上板町で新婚生活を始められる方を応援致します!!

上板町で新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる居住費（住宅購入にかかった費用、家賃、敷金、礼金、共益費、リフォーム費用等）、引越し費用を補助します。

## 補助金額

上限 **60万円**

(結婚時に夫婦共に29歳以下の場合)

上限 **30万円**

(結婚時に夫婦共に30歳~39歳以下の場合)

※申請時に支払いが完了している、居住費、引越し費用が対象。



## 申請期間

令和4年  
**4月1日~**

令和5年  
**3月31日**

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

## 対象者

- ・令和4年4月1日~令和5年3月31日までに結婚した夫婦。
- ・結婚時夫婦共に39歳以下であること。
- ・夫婦合算の世帯所得が400万未満であること。(世帯収入約540万未満に相当)
- ・町税の滞納がないこと。
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思があること。

## 申請時ご用意いただくもの

- ・婚姻がわかるもの  
(婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書)
- ・住民票の写し
- ・所得がわかるもの  
(納税通知書、所得証明書など)
- ・住宅の売買契約書及び領収書
- ・賃貸借契約及び領収書
- ・引越しに係る領収書 等

● 補助制度に関するお問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# あなたの結婚を応援します!

近年の晩婚化・未婚化・少子化を踏まえ積極的な結婚活動を促進するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

**対象経費** マリッサとくしまマッチング会員登録料の1/2  
登録料 10,000円 (2年間有効)

## 申し込み手順

マッチング会員登録  
マリッサとくしまにて会員登録



申請  
登録支払証明書類(領収書又は振込明細書)、印鑑  
をご用意いただき、役場企画防災課にて申請

※詳しくは下記までお問い合わせ下さい

● 補助制度に関するお問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824  
● マッチングシステム、会員登録に関するお問い合わせ ●

とくしまマリッジサポートセンター ☎ 088-656-1002 (水曜・木曜休み) <http://www.msc-tokushima.jp/>

# 住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか？

上板町民の皆様の住宅環境向上と地域経済活性化のため、町内施工業者を利用した個人住宅の修繕及び補修工事やバリアフリー対応工事などの住宅リフォーム工事に対して補助金を交付します。

## 対象工事

施工業者が上板町内業者であり補助対象工事費(税抜)が20万円以上で、令和5年2月末日までに完了できる工事(申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外)

補助対象住宅は、自ら所有し居住している上板町内の住宅(集合住宅は専有部分のみ対象)

※購入が主な物やリフォームでない場合は対象となりません。

## 補助金額

補助対象工事費(税抜)の30%で、**最高20万円**

## 申込資格

- 上板町に住民登録をしている方で、上板町内に引き続き1年以上居住している方
- 今回の工事について、過去に上板町の他の補助制度を受けていない、又は受けようとしていない方
- 町税等を滞納していない方

## 募集件数

- 予算範囲内(概ね30件)  
応募者多数の場合は抽選になります。

## 申込手順

- ① 企画防災課の窓口へ備え付けの上板町住宅リフォーム補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。

尚、上板町のホームページからも様式等をダウンロード可能ですのでご利用ください。

受付期間：令和4年4月1日(金)から5月13日(金)まで

- ② 5月13日までに提出された書類を詳細確認及び審査後に交付対象者が決定され、その結果を後日通知にてご案内致します。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

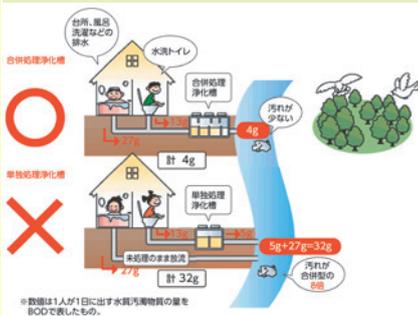
## 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



## 合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方(新設)、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方(転換)に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、下記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

### ● 合併処理浄化槽設置補助

人槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

### ● 撤去費補助

区分	補助限度額
単独槽撤去	90,000円

### ◎ 受付期間：令和4年4月1日～令和4年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日以前でも受付を締め切る場合があります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。

区分	補助限度額
汲取り槽撤去	90,000円

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

# 上板町

## 空き家バンクを活用してみませんか

上板町内に空き家を所有されている方(売買又は貸借についての権限を有する管理者等も含まれます。)で、所有する空き家の売買・貸借をお考えの方は、ぜひ上板町空き家バンクへの物件登録をご検討ください。また、上板町内への移住・定住をお考えの方は、住宅の確保の際には本制度も有効にご活用ください。

### 空き家バンクってなに？

空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、上板町への移住・定住希望者等に物件情報を提供することで、空き家の売買又は貸借につなげていただくものです。



### 空き家を売りたい・貸したい方

空き家バンクに物件を登録する場合は、登録を希望する物件全てにおいて空き家判定業務による判定を受けていただく必要があります。

また、平成12年5月31日以前に着工され建築された木造住宅については、原則的に上板町が実施する耐震診断支援事業を活用した耐震診断を受けていただき、その結果により補強計画を立てたうえで、申込みしていただきます。

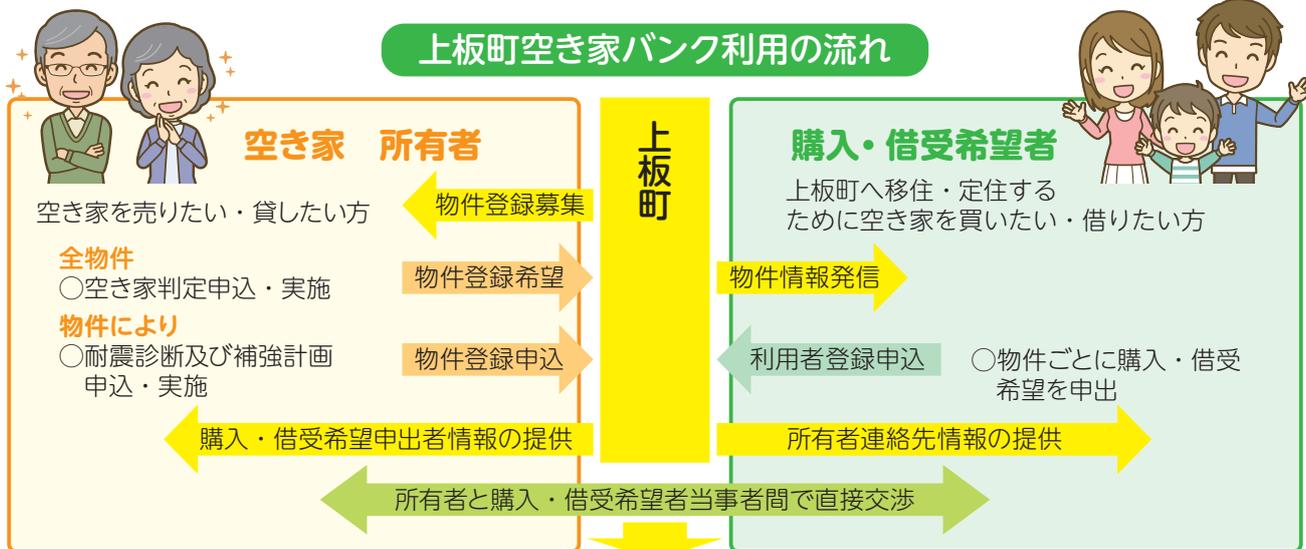
~~◆空き家判定業務による判定に係る費用……8,000円~~  
↑空き家判定に係る費用負担が不要になりました。

◆耐震診断支援事業を活用した耐震診断及び補強計画に係る費用……3,000円  
※上記費用には空き家判定・耐震診断及び補強計画の申込みに係る申請書類等に要する費用は含まれていません。

### 空き家を買いたい・借りたい方

空き家の取得又は借受を希望される方が制度を利用する場合は、公開されている登録物件の情報を確認していただき、登録物件のなかで取得又は借受を希望する(検討したい)物件があり、物件所有者との交渉を希望される場合に、空き家バンク利用登録申込書及び登録物件取得・借受希望申出書を提出していただきます。

### 上板町空き家バンク利用の流れ



### 売買・賃貸契約

※上板町は空き家バンク制度で空き家情報と取得又は借受希望者の情報を相互に提供しますが、あっせん・交渉・契約等を行いません。取引に関する詳細な条件等の交渉及び手続きは、物件所有者等と購入・借受希望者当事者間で行っていただきます。



その他、制度の詳細については上板町のホームページにてご確認ください。上板町役場企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 上板町空き家利活用改修支援事業補助金

上板町空き家バンクに登録した物件を移住・定住者向け住宅として改修する際に、一定の要件を満たす場合は、その改修工事費等について補助対象となる工事費等のうち3分の2を補助します。(上限320万円)

## ● 補助対象者要件

補助対象者は、次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する方に限ります。

- ①空き家住宅を上板町への移住又は定住をしようとする者の居住の用に供するための住宅へ改修しようとする当該空き家住宅の所有者等。
- ②上板町へ移住又は定住するために空き家住宅を取得(所有権移転登記の完了を以ていう。)し、当該空き家住宅を改修しようとする者。ただし、空き家住宅を取得した者が、所有権移転前の空き家住宅所有者の配偶者及び2親等以内の親族に該当しない場合であり、かつ、取得後10年以上取得した住宅で居住することを前提とし、補助金の交付を受けようとする申請書類を取得後1年以内に町長に提出する場合に限る。
- ③町税等の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者。

## ● その他主な補助要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①改修工事については徳島県内の建設業者等(上板町内の建設業者等を優先する)が施工する。
- ②耐震性を有する建築物である。ただし、改修後(他事業により耐震改修を実施したものを含む)の建築物が耐震性を有する場合にはこの限りではない。
- ③改修後の住宅が移住・定住者向け住宅として10年以上活用されるものである。

## ● 注意事項

- ・審査の結果、補助金の交付を受けられない場合があります。
  - ・補助金は一時所得として課税対象になることがあります。
  - ・補助金交付要綱の規定に反したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。
- ※制度の活用には、他にも補助金交付要綱の規定による取り決め事項等がありますので、活用を検討される場合は詳細について上板町役場企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 上板町老朽危険空き家除却支援事業

災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を行う場合に、一定の要件を満たす空き家については除却に要する費用の一部を助成します。

## ● 対象となる空き家

- 次の全ての要件を満たすものが対象空き家となります。
- ・現在使用されておらず、今後も居住する見込みのない老朽住宅(併用住宅の空き家については床面積の過半が居住の用に供する部分である空き家とする)
  - ・倒壊すれば接面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの
  - ・事前の申込み及び実施を要する空き家判定業務(除却タイプの2次調査)の結果、老朽危険空き家に該当したもの
  - ・町長が、倒壊の危険性がある老朽危険空き家として是正指導したもの

## ● 対象者

- ・老朽危険空き家と判定された空き家住宅の所有者、またはその管理について権限を有する者
  - ・町税等の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者
- ※建物または土地に共有者がいる場合や、建物に所有権以外の権利者がいる場合には、原則として権利者全員の同意が必要です。

## ● その他補助要件

- ・工事の完了後、補助申請年度の2月末日までに工事完了報告書を提出すること

## ● 補助対象経費

- ・補助の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却および処分に要する経費とする
- ・家財道具、機械、車両等の処分に係わるものは対象としない

## ● 補助金額

補助金額は、補助対象経費の4/5以内(1,000円未満は切り捨て)かつ80万円を限度とします。

## ● 事前相談

事業の実施を検討される場合は、事前相談として企画防災課までご連絡ください。

## ● 注意事項

建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824



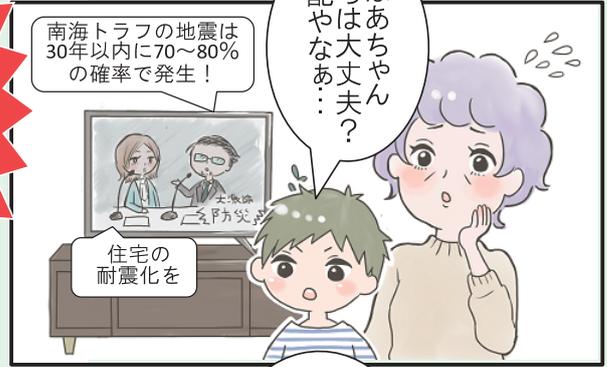
「まったなし！」



# 住まいの耐震化



それなら耐震改修  
しましよつ!



南海トラフの地震は30年以内に70~80%の確率で発生!

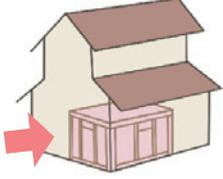
おばあちゃん  
うちは大丈夫?  
心配やなあ...

**本格的な耐震改修**

**100万円** + **10万円**  
+ 上乗せ  
(補助率4/5) 火災予防

**耐震シェルター**

**80万円**  
(補助率4/5)



おうちの状態に  
合わせて  
各種補助制度を  
ご用意して  
おります

改修費用って  
けっこうするん  
ちゃうん?

**住まいのスマート化**

**30万円**  
(補助率2/3)

ICTや  
AIを  
活用!

アプリ連動コンロ  
スマートロック  
スマホ連動  
宅配ボックス

そんな方には  
最先端の  
リフォームも  
補助!



でも  
直したい所は  
他にもあるし...

う〜ん



**CHECK!**

詳しい内容は  
隣のページで!



ほな耐震も  
リフォームも  
しようかな♪

僕も安心

もちろん  
水回りや内外装の  
リフォームも!



**受付期間 令和4年4月1日~12月23日**

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 1 耐震診断

受付戸数 12戸  
要件

- 木造  
(在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等)
- 平成12年5月31日以前に着工
- 3階建て以下
- 住宅  
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)

費用 **3,000円**

## 2 補強計画

受付戸数 5戸  
要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、再度、耐震診断から行う必要があります。

※耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定している方はお申込みできません。

費用

**無料**

診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。



## 3 改修工事

### 耐震改修支援事業

耐震改修 感震ブレーカー

最大**100万円** + **10万円**

(補助率4/5)

受付戸数 7戸  
要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定  
(必須事項)
- 改修後の評点を1.0以上とする工事
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置  
※コンセントタイプや簡易タイプは含まれません

### 耐震シェルター設置支援事業

最大**80万円**

耐震ベッドの場合は40万円  
(補助率4/5)

受付戸数 各1戸  
要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- 現在居住している住宅  
(必須事項)
- 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
- 高さ1.5m以上の家具の固定

### 住まいのスマート化支援事業

最大**30万円** + **耐震改修** = 最大**140万円**

(補助率2/3)

受付戸数 2戸

- 要件 ● 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう
- ICTやAIを活用した設備を設置する
- <例>
- ・スマートロックの設置
  - ・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置 等  
(対象にできる工事)
  - 省エネルギー化工事
  - バリアフリー化工事 等

### 住替え支援事業

最大**30万円**

(補助率2/5)

受付戸数 1戸  
要件

- 耐震診断で、評点0.7未満と判定
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 現在居住している住宅  
(必須事項)
- 住宅のすべてを除却
- 解体業者が施工

# 自主防災組織活動助成事業

上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した自主防災組織に対して助成金を交付します。

## ●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

## ●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円+(参加世帯数×1,000円)
11～30世帯	10,000円+(参加世帯数×1,000円)
31～50世帯	15,000円+(参加世帯数×1,000円)
51～60世帯	20,000円+(参加世帯数×1,000円)
61世帯以上	25,000円+(参加世帯数×1,000円)

※助成金交付は1年度につき1回のみ（予算の範囲内での交付）

## ●申請の手順

### ①交付申請書の提出

助成金の申請をされる自主防災組織は、**防災活動の実施日までに**活動助成金交付申請書を提出してください。

交付対象として認められた場合、代表者宛てに交付決定通知書を送付します。

### ②活動完了実績報告書の提出

防災活動の終了後、**活動時の写真を添付して**、活動完了実績報告書を提出してください。

内容が適当であると認められた場合、代表者宛てに交付確定通知書を送付します。

### ③請求書の提出

交付確定通知書を受け取ったら、活動助成金請求書を提出してください。

代表者宛てに支払い通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込みます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 防災士の資格取得に対する補助制度について

上板町では、地域防災力の向上のために活動し、町の防災事業に貢献していただける防災士を養成するため、防災士の資格取得に対して補助金を交付します。

### ●防災士とは

「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた方です。

### ●補助対象者

- ①上板町に住所を有する方
- ②防災士機構が認証した研修機関が実施する講座を受講し、防災士の資格を取得した方
- ③防災士の資格を取得後、上板町防災士会に入会し、地域の防災リーダーとして活動していただける方

### ●補助対象経費

- ①防災士機構が認証した研修機関による講座の受講に係る費用
  - ②防災士資格取得試験受験料
  - ③防災士認証登録料
- ※経費の事務手数料（振込手数料・書類の郵送料等）は補助の対象外とします

### ●補助金額

補助対象経費の合計金額

### ●申請方法

申請をされる方は、資格取得後に次の書類を上板町役場企画防災課へ提出してください。

1. 上板町防災士資格取得補助金交付申請書
2. 防災士証の写し
3. 対象経費の支払いを証明できるもの（領収書、振込明細書の写しなど）

### 注意事項

- 防災士機構が認証した研修機関による講座を受講する必要があるため、今年度の研修についての受講を希望される方は、企画防災課までご連絡ください。
- 研修内容の詳細については上板町ホームページをご確認ください。
- 各経費の支払時に必ず領収書等を受け取ってください。
- すでに資格を取得されている方は、取得から1年以内に申請してください。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 感震ブレーカー設置費用補助制度

地震発生による住宅火災を防ぐため、お住まいに感震ブレーカーを設置する世帯を対象に、その費用の一部に対し補助金の交付を行います。

### 補助対象者

上板町に住所を有する方で、町税等を滞納していない方



### 申込手順

- ①家電販売店等にてご希望の感震ブレーカーを選んでいただき、店舗に見積書を出してもらい、企画防災課窓口へ備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、見積書の写しを添付して企画防災課に提出してください。  
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます
- ②提出された書類の確認及び審査を行い、交付対象者に後日交付決定通知書にてご案内をします。
- ③交付決定通知書を受け取った後に、感震ブレーカーの購入・設置を行ってください。購入時、領収書も合わせてお受け取りください。  
※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

### 補助金額

最大2万円、感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の1/2



### 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 危険ブロック塀等安全対策費用補助制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、上板町内にある転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去もしくは建替え（撤去・新設）を行う方に対して、補助金の交付を行います。

### 対象工事

- 施工業者が上板町内業者であり、令和5年2月28日までに完了できる工事
  - 上板町耐震改修促進計画に位置付けられた道路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの等
- ※詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

### 補助金額

撤去のみ …………… 最大6万6千円  
建替（撤去・新設） ……… 最大33万3千円  
※撤去もしくは建替に要する費用の2/3を補助

### 申請期間

令和4年4月1日～令和4年12月23日

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

### 申し込み手順

- ①申し込みをお考えの方は、事前に企画防災課へご相談ください。
- ②企画防災課窓口へ備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。  
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。工事は、交付決定通知書が届いてから契約・着手してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

## 災害時協力井戸登録の募集

災害時に水道水の供給が停止したときなどに生活用水を確保するため、周辺住民の皆さまに井戸水をご提供いただける災害時協力井戸の登録を募集しています。

災害時協力井戸として登録していただく井戸は、生活用水として使用できるか確認するための水質検査を行っていただき、その際にかかる検査費用について町が補助いたします。

### ■ 登録の要件

- ①町内に所在するものであること。
- ②現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- ③災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ④井戸水をくみ上げるためのポンプつるべ等があること。
- ⑤井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。
- ⑥町民に広く周知を図るため、井戸の所在地等を公表することについて、同意が得られること。
- ⑦登録に伴い井戸水の水質検査を実施すること。

### ■ 事前相談

災害時協力井戸の登録を検討される場合は、必ず

事前に企画防災課までご相談ください。

### ■ 登録及び補助申請の流れ

- ①災害時協力井戸登録申出書を提出
- ②登録の決定・災害時協力井戸標識を交付
- ③水質検査を受けるにあたり、補助金交付申請書を提出
- ④交付決定後、水質検査を実施
- ⑤検査終了後、実績報告書を提出

### ■ 補助金額

水質検査に要した費用の全部  
ただし、11,000円を上限として、1,000円未満の端数は切り捨て

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 子どもはぐくみ医療費助成制度が一部変更になります

## 変更内容

3歳～中学校修了の期間における一部負担金600円を町負担とします。

※保険診療分のみとなります。

対象年齢	自己負担		
	通院	入院	食事療養費
0歳～中学校修了の期間	無し	無し	有り
中学校修了～18歳に達する年度末の期間	1医療機関1月毎600円	1医療機関1月毎600円	有り

対象となる方につきましては、新しい受給者証(水色)を令和4年3月下旬にご自宅へ送付いたしましたので、令和4年4月1日以降に医療機関へ受診される際には、新しい受給者証と保険証を医療機関へご提示ください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811

## 大型ごみの「回収」について

上板町では、環境保全・地域福祉施策として**大型ごみの「回収」**を実施しています。

### ■「回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

### ■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ  
テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

### ■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

- ① 70歳以上のみの世帯
- ② 心身に障害のある方が同居している世帯  
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。)

### ■申し込み方法

- ① 申込書に必要事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
- ② 役場環境保全課窓口で直接申し込む。
- ③ 役場環境保全課に電話で申し込む。  
※申込書は、役場環境保全課窓口にて備え付けてあります。



### ■引取日時

日程調整を行い決定します。

### ■注意事項

- ① 大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。10枚セット1,000円で環境保全課で販売していますので、事前にお買い求めください。
- ② 引き取り時は、必ず在宅しててください。留守の場合は引き取りできません。
- ③ 大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。  
都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
- ④ 引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。(家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。)
- ⑤ 荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥ 対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813 FAX: 088-694-5903

# まさかの時の手続き一覧



この度、ご家族が亡くなられた際に役場でお手続きが必要なものについて、一覧にまとめました。もしもの時に、ご利用ください。

チェック	手続の種類	手続に必要な書類等	担当課
	住民基本台帳カード もしくは個人番号カードの回収	住民基本台帳カードもしくは個人番号カード	①住民人権課 ☎ 694-6809
	葬祭費補助 ※必ず申請が必要	喪主の預(貯)金通帳	
年金	国民年金 厚生年金	年金証書、手数料、預(貯)金通帳、請求者の個人番号カード(または通知カード) 徳島北年金事務所にお問い合わせください。☎ 655-0200 (要予約)	
	土地・家屋を現に所有している者の申告書 (土地・家屋の相続人代表者の届) 住民税の手続き		④税務課 ☎ 694-6807
国民健康保険	保険証回収 葬祭費	国民健康保険被保険者証 喪主の預(貯)金通帳	③健康推進課 ☎ 694-6810
後期高齢者医療	保険証回収 葬祭費	後期高齢者医療被保険者証 喪主の預(貯)金通帳、相続人の印鑑	
	介護保険喪失届	介護保険被保険者証・相続人の預(貯)金通帳	
	重度心身障害者等医療喪失届	重度心身障害者等医療助成受給者証	⑤民生児童課 ☎ 694-6811
	身体障害者等手帳返還届	身体障害者手帳	
児童手当 (未払請求・新受給者の認定請求)		児童手当受給者が亡くなった場合は、14日以内に手続が必要です。 必要書類についてはお問い合わせください。	
	町営住宅	町営住宅入居者が亡くなった場合は、手続が必要です。 必要書類についてはお問い合わせください。	⑥環境保全課 ☎ 694-6813
	水道使用者変更届	印鑑	水道課 ☎ 694-6817
	農地の相続届	相続登記完了後お問い合わせください。	⑩農業委員会 ☎ 694-6805

◇「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

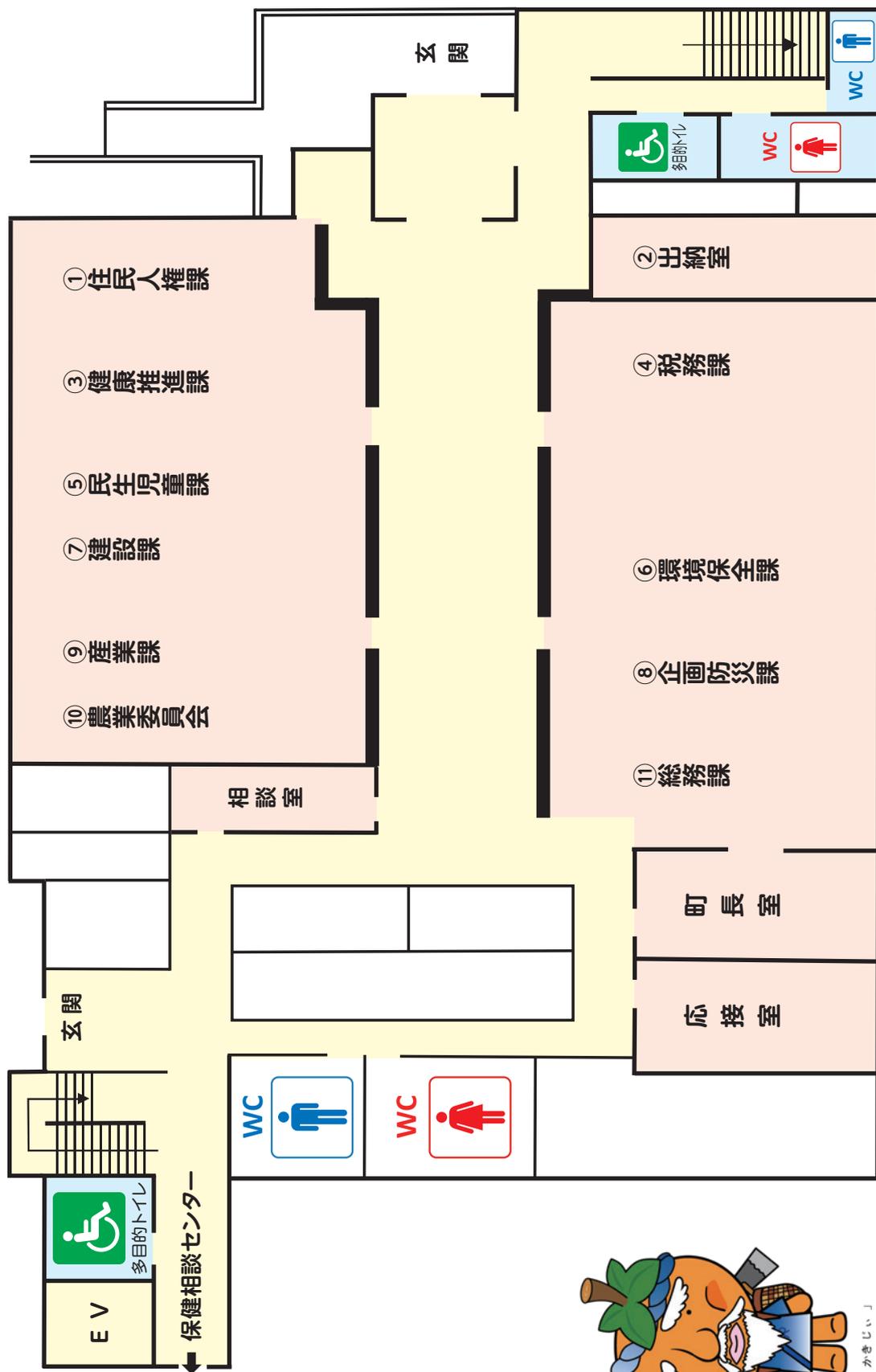
本制度により交付された証明書(無料)は、銀行等の金融機関の預貯金の払い戻し、相続税の申告等の相続手続、不動産の相続手続等にご利用できます。

徳島地方法務局  
☎ 622-4683  
詳しくはホームページで

※死亡届提出後は何かとご多用中と存じますので、一段落してから担当課等へご相談又はお届けください。

このページは抜き取って保管できます

# 上板町役場 案内図



水道課 庁舎南 別棟



このページは抜き取って保管できます

# 思いやり収集のご案内

## 高齢者の方や障がいをお持ちの方で ごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。



### 1. ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である次のいずれかに該当する方。

- (1) 80歳以上のみの世帯
  - (2) 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
  - (3) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている方
  - (4) 療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方
- 注：対象要件を満たしていても、自分(家族)で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

### 2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破砕ごみ になります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。
- (3) ごみ収集日時は、後日連絡致します。

### 3. お申込み等

1. 申請書（環境保全課 窓口にあります。）に必要事項を記載し、環境保全課へ提出してください。  
※申請書の提出は、代理申請でも受付します。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

## 生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

(補助金額) **生ごみ処理容器** (例：コンポスト・EM菌等使用容器)  
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

**電気式生ごみ処理機** (例：乾燥式・バイオ式)  
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。



生ごみを堆肥にするんじゃ。  
たくさんの応募待っておるぞ。



● 手続き方法など詳しくは ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。

※給付金の支給を順次進めています。未定となっている部分については、決まり次第、お知らせします。

## 支給対象者

### 1. 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で上板町に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

(注意) 一人暮らしの学生等、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(注意) 生活保護受給世帯は対象となります。

※未申告の方は、令和2年分の所得の申告をすることで、対象となる場合があります。

※対象と思われる世帯で、現時点で確認書が届いていない場合は、世帯に令和3年1月2日から基準日までに転入された方や未申告の方がいる可能性があります。学生の方も申告が必要です。本給付金を希望される場合は、申告していただきますようお願いいたします。申告については税務課にお問い合わせください。

### 2. 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 申請方法

### 1. 住民税非課税世帯

◇対象となる世帯には上板町から確認書をお送りいたします。

確認書には特別定額給付金（10万円）の際にお伺いした口座を記載しますので、変更がないかご確認いただき、確認書を返送してください。

◇令和3年1月2日以降に転入された方等、一部申請が必要な場合があります。

（注意）確認書の送付対象となる方には、令和4年2月3日・2月22日・3月10日に発送いたしました。他、申請が必要な方の受付を令和4年3月1日から開始しました。

未申告の方や令和3年1月2日から令和3年12月9日までに転入された方のいる非課税者からなる世帯に対しては、令和4年3月中旬頃にご案内をさせていただいております。

未申告の方は、所得の申告をし“非課税”となった場合に申請の対象となります。

転入された方のいる世帯で申請の対象となるのは、転入後の世帯全員が非課税である場合となります。申請には、転入された方全員の非課税証明書の提出が必要です。

それぞれの必要書類を添えて、申請にお越してください。

### 2. 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。令和3年1月以降の任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の給料明細等をご用意ください。

（注意）新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

（注意）申請受付時期は、現在未定です。

### 給付額

#### 1世帯あたり10万円

（住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯1回限り）

### 給付時期

確認書が届いた方は、役場へ返送していただいた後、支給決定し支給予定です。

申請が必要な方についても、申請後に支給決定し、支給予定です。

### その他

◆申請に不備があると給付が遅れることがあります。

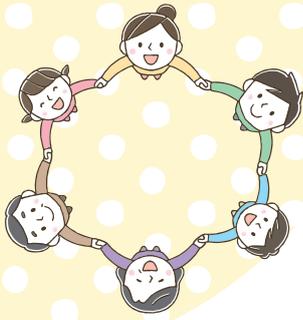
◆世帯主以外の口座には振込みができません。

◆配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和3年12月10日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。



### ● お問い合わせ ●

内閣府コールセンター（制度に関するもの） ☎ 0120 - 526 - 145（午前9時から午後8時 土日祝を含む）  
上板町役場民生児童課（支給に関するもの） ☎ 088 - 694 - 6811（平日8時30分から17時15分）



## 令和4年度 「とくしま在宅育児応援クーポン」

上板町では、地域の子育て支援サービスを気軽に利用していただくことを目的に、在宅で育児をしている保護者（父母または養父母）を対象に、「とくしま在宅育児応援クーポン（500円券×30枚）」の交付を行っています。

対象となる方で、クーポンの交付を希望される方は申請にお越しく下さい。

### 対 象

上板町に住民登録し、0歳から2歳のお子さんを在宅で育児している保護者

**0歳児用クーポン** 令和4年4月1日以降生まれ

**1歳児用クーポン** 令和3年4月1日～令和4年3月31日生まれ

**2歳児用クーポン** 令和2年4月1日～令和3年3月31日生まれ

### 交付要件

- 上板町に住民登録のある0歳から2歳までのお子さんと住民票が同一であること。
- クーポンの交付対象となるお子さんが、権利発生日時点で保育所施設等を利用していないこと。  
※「保育施設等を利用」とは、1日4時間以上かつ週4日以上の利用が1か月以上続くことをいいます。
- 保護者の市町村民税所得割の合算額が169,000円未満（世帯収入が6,400,000円以下が目安）であること。  
※世帯の収入は、権利発生日が属する年度（権利発生日が1月から8月までの場合は前年度）の市町村民税で判定します。

### クーポンの有効期限

お子さんの誕生日から1年間

※クーポンに記載の有効期間外に利用したサービスは対象外です。



### 申請方法

今年度1歳、2歳のお誕生日を迎えるお子さん（保育施設等を利用中のお子さんを除きます）については、誕生日の前月にお子さんの住所に案内文書を送付します。申請書に記入・押印の上、郵送または民生児童課まで持参してください。出生したお子さんについては児童手当または子どもはぐくみ医療申請時に民生児童課窓口においてご案内しますので、民生児童課までお越しく下さい。

### 必要書類

1. とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書
2. 認印
3. 所得課税証明書（※）

※申請者及び配偶者が申請を行う年（児童の誕生日が1月から8月までのクーポンの申請についてはその前年）の1月1日時点で上板町に住所がない場合に限りです。

審査後、交付対象者には決定通知とクーポン券を、対象外の方には却下通知をお送りします。

### 交付方法

利用料を現金で支払って領収書をもらい、後日、領収書とクーポンを添えて請求書を町に提出してください。

※請求書は、民生児童課でお渡しします。

### クーポンが使用できるサービス

一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、任意の予防接種（インフルエンザ・ロタ・おたふくかぜ）、フッ化物塗布（保険外診療のみ）、ベビースイミング（アサンスポーツクラブ）、助産師訪問ケア

### 申請先・お問い合わせ

受付日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811

## 令和3年度 放課後児童クラブ利用料軽減のお知らせ

次の事由に該当される児童の放課後児童クラブ利用料は、軽減されます。軽減希望の場合は申請書にご記入のうえ、必要書類を揃えて上板町役場民生児童課へ提出してください。

### ①対象児童

上板町内の放課後児童クラブ利用者で、生活保護世帯の児童または非課税世帯でひとり親家庭の児童（基準は令和2年度町民税）

### ②対象月

令和3年4月分～令和4年3月分の利用料

### ③軽減内容

1. 生活保護世帯の児童……利用料全額
2. 非課税世帯のひとり親家庭の児童  
……利用料の1/2  
(利用料には、おやつ代及び実費徴収分は含まれません。)

### ④申請方法

対象と思われる保護者は、申請書に記入し次の書類を添付して、直接役場民生児童課へ提出してください。

1. 利用料領収印のある集金袋
2. 申請者（保護者）の通帳の見開き部分の写し（金融機関名、口座番号、カナ氏名のわかる部分）
3. ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は証書番号のわかる部分の写し
4. 保護者の方（父、母）が令和2年1月1日現在、上板町に転入されていなかった場合は、令和2年度課税証明書が必要になります。

### ⑤申請期限

令和3年4月分～令和4年3月分の利用料軽減申請は、令和4年5月31日(火)まで随時受付しています。

※ただし、会計の都合上、出来る限り令和4年4月末までに申請願います。



● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811

## 上板町風しん予防接種費助成について

妊婦の風しん感染予防を強化し、及び先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんの感染予防を目的とした風しんワクチンの接種を受けた方に対し、その予防接種に係る費用を助成いたします。

1. 対象者 (1)予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。  
ア 妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性  
イ 昭和37年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた男性  
(風しん第5期の対象者を除く)  
(2)予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。
2. 助成回数 1回
3. 助成金額  
ア 風しん単抗原ワクチン 3,500円  
イ 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円  
ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。
4. 申請時に必要な物 次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。  
(1)風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料  
(2)当該予防接種に要した費用に係る領収書  
(3)予防接種を受けたことがわかる書類（接種済証、又は本人申請）  
(4)費用を振り込む通帳（本人名義のものに限る）  
(5)印鑑  
(6)本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎ 088-694-3344

# 高齢者の肺炎球菌予防接種の 費用助成について



肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。

接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **※要予約**

## (1)定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、

下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

①令和4年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生	85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生	90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生	95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生	100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(2)自己負担額 4,000円 (接種費用から公費負担を除いた金額です。)

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(3)接種可能期間 **令和4年4月1日から令和5年3月31日まで**

※町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。

この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。

## (4)その他

今年度助成の対象となる方へは4月に個別通知を送付いたします。

通知を紛失した場合、下記までお問い合わせください。

## 上板町国民健康保険 加入の皆様へ

# 人間ドック・脳ドック 助成事業のご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現れない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に健康診断を受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

次の要件を全て満たす方は  
人間ドックまたは脳ドックの  
受診を申込みことができます



- 上板町国民健康保険に加入している方
- 年齢が35歳以上の方
- 国民健康保険税を完納している世帯の方（脳ドックのみ）
- 令和3年度に脳ドックの助成を受けていない方

## 日帰り人間ドック

人間ドックは、一般的な健康診断と比較して、より詳細な検査を行うことができます。普段気がつきにくい病気や臓器の異常、健康度などをチェックします。

**自己負担 18,425 円**

(特定健康診査受診券\*を  
お持ちの方は 11,145 円)

**実施期間** 令和4年8月～令和5年1月

**定員 180名**

### 実施機関

- 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（徳島県総合健診センター）
- 鳴門病院 健康管理センター
- 徳島県農村健康管理センター



## 脳ドック

脳ドックは、一般的な健康診断に加えて、頭部MRI、MRA検査を行います。脳卒中をはじめとした脳の病気になる危険な兆候を見つけることができます。

**自己負担 26,190 円**

(特定健康診査受診券\*を  
お持ちの方は 18,910 円)

**実施期間** 令和4年12月、令和5年1月

**定員 15名**

**実施機関** 鳴門病院 健康管理センター

(申込みが定員を超えた場合は抽選)



\*特定健康診査受診券は上板町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方に対して7月上旬に送付されます。

### ●申込み方法●

「上板町国民健康保険人間ドック等受診申込書」に必要事項を記入のうえ、

**5月31日(火)** までに役場健康推進課へご提出ください。

申込書は上板町役場健康推進課窓口と上板町ホームページで取得することができます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎ 088-694-6810

# 「上板町敬老祝金支給事業」について

上板町では、高齢者に対し、敬老の意を表すとともに、町民の敬老意識の高揚及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給します。

## ●支給対象者

- 上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。
- (1) 基準日(当該年9月1日)において、満88歳の方。
  - (2) 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳又は満100歳に到達する方。
  - (3) 基準日(当該年9月21日)において、満101歳以上の方。

## ●申請手続き

満88歳の方は申請が必要となります。対象となる方には9月以降に案内通知と申請書を送付いたします。

すので、対象者又は代理人が申請書に必要な事項を記入し、役場健康推進課へ提出してください。満99歳、満100歳、満101歳以上の方は申請書の提出は不要です。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類(健康保険証等)・振込先の通帳写し(本人名義のもの)を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

※当該年度を超えての申請はできません。

## ●支給金額

満88歳の方	10,000円
満99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円



● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎ 088-694-6810

# 徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

## 1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

## 2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額(1,000円未満の端数は切り捨て)。

## 3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

## 4 申し込み手順

- ① 徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。
- ② 企画防災課窓口にて備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要な事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。
- ③ 提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

# 高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業について

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を行っております。対象者は、75歳以上の方(運転免許証を返納された方は65歳以上から対象です。)

■年額6,000円分の助成券を以下から自由に選択できます。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① バス料金助成券のみ    | 6,000円分      |
| ② タクシー料金助成券のみ  | 6,000円分      |
| ③ バスとタクシー料金助成券 | バス 3,000円分   |
|                | タクシー 3,000円分 |



※バス料金助成券は徳島バス、タクシー料金助成券は松島タクシーでのみ利用可能です。

※助成券のお渡しは1年(4月1日から翌年3月31日)に1回です。

※申請の際は、本人確認書類(健康保険証等)を持参してください。代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎ 088-694-6810

## 個人事業主の方へ

# 新型コロナウイルス感染症 傷病見舞金給付事業のご案内

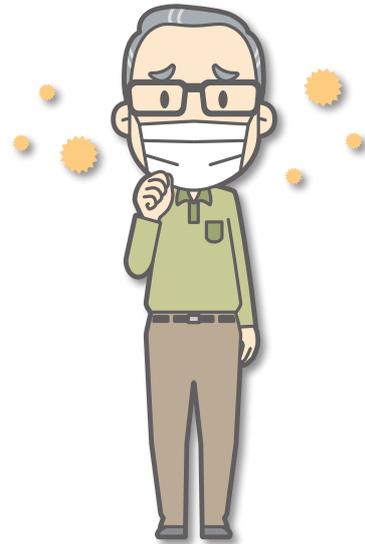
上板町の国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者のうち、事業所得により生計を立てている方が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない場合に、予算の範囲内で傷病見舞金を給付します。

### 1 対象者

次に掲げる全てに該当する方が対象となります。

- ・事業所得(所得税法第27条第2項に規定する事業所得をいう。)により生計を立てている個人事業主の方
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症を診断するための検査を受けた方
- ・検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していた方
- ・検査を受けた日において、上板町国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者の方
- ・国民健康保険税の滞納のない世帯に属する方または、後期高齢者医療保険料の滞納のない方
- ・上板町暴力団排除条例に定める暴力団に関係していない方

※上記にかかわらず各医療保険から傷病手当金を受給できる方には、傷病見舞金を支給しません。



### 2 傷病見舞金の額

事業主ごとに一律 **10万円** (1回限り)

### 3 申請方法

「上板町個人事業主等に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金申請書」に次の書類を添付し、健康推進課へご提出ください。様式は健康推進課及び上板町ホームページより取得できます。

- ・個人事業主であることが確認できる書類(確定申告書の写しなど)
- ・医療機関等の診断書
- ・振込先口座の情報が確認できる書類

# 上板町スマート農業推進事業のご案内

上板町は、農作業の効率化と生産性の向上を目的に、先進的生産技術の設備等を導入し、経営発展を図ろうとする認定農業者を支援します。

**補助率 1 経営体当たり 対象経費の10分の3以内、上限100万円**

※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

## 1. 事業の内容

対象となる設備の例	内 容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に係る設備等も含む
ガイダンス・自動操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム (営農・生産管理)	ICTを活用した営農アシストシステム ・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用 ※オペレータ講習会の受講費用含む

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。

## 2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する認定農業者（個人・法人）

- ①経営主が60歳以上の場合は、農業に専従する後継者が確保（予定を除く）されているものとする。
- ②認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画を上板町が認定した方

## 3. 募集・申請期間

令和4年4月15日～令和4年10月25日

町の補助金には限りがあるため、事前にお問い合わせください。

申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

# 上板町有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入する方に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 【補助金の交付対象者】

上板町内に在住する方で、有害鳥獣による被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。

町税等の滞納がない方。

### 【補助対象経費及び補助額】

有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵又は電気柵等の資材購入費用です。

ただし、附属品のみの購入費用は、補助対象経費となりません。

補助金の額は、資材購入費用の2分の1とし、200,000円（団体については500,000円）を限度とします。

※年度内複数回申請可能です。ただし、限度額内と

します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

### 【補助金申請】

補助金の交付を受けようとする方は、有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、資材購入に係る費用の領収書の写し又は支払いを証する書類（写し）、完成写真及び住宅地図（設置した場所が確認できるもの）を添付してください。

なお、団体においては定款又はこれらに準ずる規約を添付してください。

※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けてあります。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

# 上板町藍生産力向上事業について

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

## 1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した方、又は自家使用のために栽培している方。

## 2. 補助金の種類

令和4年産の藍の作付けに対して 10,000円／10アール

## 3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする方は、すくも栽培農地の場所等（栽培農地一覧）の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

# 上板町サトウキビ生産力向上事業について

上板町の特産物であるサトウキビの栽培面積の維持・増加及び新規にサトウキビの栽培を開始する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。

## 1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、サトウキビの作付面積の維持或いは増加に寄与し、販売先にサトウキビを出荷した方、又は自家使用のために栽培している方。

## 2. 補助金の種類

令和4年産のサトウキビの作付けに対して 10,000円／10アール

## 3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする方は、サトウキビ栽培農地の場所等（栽培農地一覧）の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806

# 上板町単独農地集積促進事業について

農地の有効利用及び優良農地確保のため、地域の中心となる農業者（認定農業者・認定新規就農者等）への農地の集積を支援します。

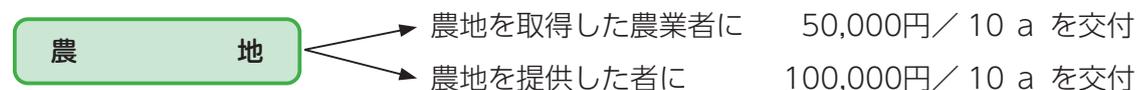
## 農地集積促進事業

### ① 農地取得支援型（農地を売買により取得）

上板町農業の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者等が売買により農地を取得した場合、「取得した者」に10アール当たり5万円と「提供した者」に10アール当たり10万円を交付します。

※令和4年度より「取得者」に対する補助金が10万円から5万円に改定されました。

※荒廃（長期に放置され雑草が繁茂しているなど）と判断された農地の「所有者」は交付の対象になりません。



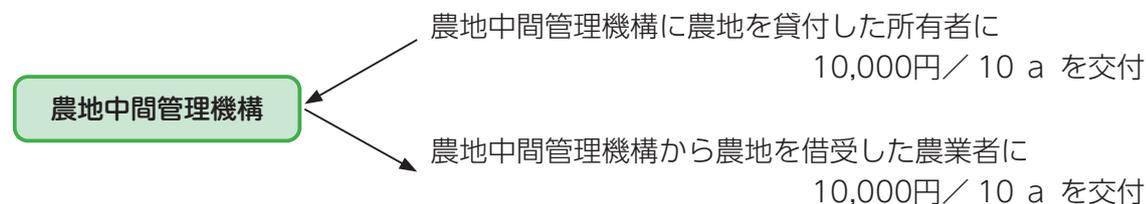
### ② 農地利用増進型（農地に3年間の賃借権設定）

上板町農業の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者等が農地中間管理機構を通して農地を3年間新規に賃借した場合、「貸付者」と「借受者」に10アール当たり1万円を交付します。

※新規設定での交付1回限りとする

※更新による再設定の補助は令和3年度をもって終了しました。

※農地利用増進型は、耕作放棄地再生事業と兼ねることができません。

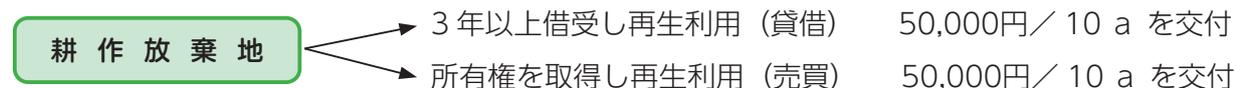


## 耕作放棄地再生事業

耕作放棄地を借受、又は売買等により取得し再生利用に取り組む農業者を支援します。

### 耕作放棄地再生利用（貸借・売買）

農地（耕作放棄地）を新規に借受け、又は売買等により農地を取得し再生利用に取り組む場合10アール当たり5万円を交付します。



対象農地は、農業委員会が毎年行う農地利用状況調査等において耕作放棄地と判断されている農地。

※貸借による再生利用の場合、農地利用増進型事業と兼ねることができません。

# 保健師からのお知らせです



## 1 麻しん風しん混合（麻しん・風しん単独も可） 予防接種について

麻しんは麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く、発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために2回の予防接種が必要です。通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第1期：1歳児

第2期：小学校入学前1年間の幼児

春先から初夏にかけて風しんが流行しやすい時期です。予防接種により風しんを予防しましょう！



## 2 風しんの追加的対策について （風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種）

厚生労働省は、平成30年の風しんの流行を受け、同年12月に、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった**昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性**に対し、風しん抗体検査及び予防接種（風しん第5期定期予防接種）を行うこととしました。この対策の実施期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間を予定しておりましたが、更に3年間延長され、令和7年3月31日まで実施いたします。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が、風しん第5期定期予防接種の対象者となります。



1. 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年7月1日の間に生まれた男性
2. 実施回数 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ1回
3. 実施期間 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 実施機関 契約医療機関

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。保健相談センターへお問い合わせください。

5. 費用 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ原則無料
6. 実施方法 ①上記の対象者へ風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種のクーポン券を送付する。  
②クーポン券を持参し、風しん抗体検査を以下のいずれかで受検する。  
1.) 契約医療機関  
2.) 特定健診の機会  
3.) 事業所健診の機会  
③医療機関又は健診機関から風しん抗体検査結果を受け取る。  
④抗体価がHI法にて「8倍未満・8倍」の場合、クーポン券を持参し契約医療機関にて風しん第5期定期予防接種を受ける。  
※抗体価がHI法にて「16倍」の場合は「上板町風しん予防接種費助成」の対象になります。

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種を受ける際は、必ずクーポン券をご持参ください。

### 3 コロナウイルスワクチン予防接種（3回目）について

#### ① 対象者

2回目接種から原則6月以上経過しており、接種日時点で18歳以上の方

#### ② 予診票（追加接種用）及び予防接種済証の発送について

接種可能時期に予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発送します。

※追加接種（3回目接種）で使用する予診票にはあらかじめ接種券が印字された状態で届きますので、1回目・2回目接種と異なりシール状のものではありません。

※2回目のワクチン接種後に上板町へ転入された方は、上板町で接種記録を確認できないため、1回目・2回目の接種済証をご持参のうえ上板町保健相談センターにお越しください。予診票（追加接種用）及び予防接種済証を発行いたします。

2回目の接種から8か月を経過しても予診票等が届かない場合は、上板町保健相談センター（☎088-694-3344）へお問い合わせください。



#### ③ ワクチンの種類について

3回目接種（追加接種）に使用するワクチンは、1回目・2回目接種（初回接種）に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社またはモデルナ社（mRNAワクチン）を用いることが適当であるとされています。

追加接種において、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用すること（交差接種を伴う追加接種）の効果や安全性を評価した米国の研究によれば、交差接種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また、副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交差接種と同種接種で差がなかったと報告されています。

#### ④上板町内でのワクチン接種場所

※接種医療機関へのご予約に関するお問い合わせはご遠慮ください。

##### ●接種医療機関

- 井内内科 (上板町椎本字椎ノ宮 231-1)
- 井関クリニック (上板町椎本字椎ノ宮 314-1)
- 友成医院 (上板町七條字山ノ神 22-1)
- 野田医院 (上板町鍛冶屋原字西北原 18)

※集団接種は2月26日をもって終了しました。



#### ⑤予約方法（上板町内の接種場所で接種する場合）

予約方法は3通りあります。

【インターネットで予約をする。(24時間受付可能)】

右のQRコードを読み取るか上板町のホームページよりアクセスしてください。

【電話で予約をする。】

コールセンター：☎ 088 - 624 - 9833

受付時間：8：30～17：30（土日祝日を含む）

【役場に来て予約をする。(代理入力)】

※上記の予約方法での予約が困難な方は、上板町保健相談センターで予約入力代行を行います。

対応時間：平日8：30～17：00

※予約には「接種券が印字された予診票（追加接種用）」に記載されている「**接種券番号**」が必要です。

※希望する接種日の3日前までは、予約受付可能です。(ただし、予約枠がある場合に限りです。)



#### ⑥上板町外でのワクチン接種

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の上板町外の医療機関でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地（上板町）と異なる方
- ➡ 実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。  
 実際にお住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。

#### ⑦ワクチン接種当日の注意点

<当日の持ち物>

- ・上板町保健相談センターから届いた黄色の封筒の中身一式
- ・本人確認書類（健康保険証または運転免許証またはマイナンバーカード等）

・封筒には、「**接種券が印字された予診票（追加接種用）**」と「**予防接種済証**」が同封されています。  
 紛失しないように大切に保管ください。

※「**予防接種済証**」は接種後も大切に保管ください。

- ・接種前にご自宅等で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、コールセンターや予約した市町村の窓口、医療機関にご連絡ください。
- ・ワクチン接種の際に速やかに肩を出せる服装でお越しください。

# 4月 保健行事予定表

## I. 健康相談・健康教育

月/日	時間	場所	内容	担当
4/5	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
5/10	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師

## II. 乳幼児健康診査

### 1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
4/6	個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和3年5月、6月、11月、12月生

### 2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
4/27	個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和3年11月14日～令和4年2月27日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和4年4・5月分

(4/1～5/10まで)

**在宅当番医**

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

月	日	担当	名称	電話番号
4月	1	金	こやま小児科内科クリニック	637-3211
	2	土	川原眼科	694-8388
	3	日	芳川病院	699-5355
	4	月	大久保内科	692-1220
	5	火	杉みね整形クリニック	693-1021
	6	水	増田クリニック	693-3020
	7	木	小松泌尿器科	692-1277
	8	金	藍住川島クリニック	692-0110
	9	土	浦田病院	699-2921
	10	日	新野医院	672-0571
	11	月	こののINRクリニック	693-1103
	12	火	藍住たまき青空クリニック	678-7727
	13	水	安芸内科	692-6111
	14	木	三愛内科	672-0176
	15	金	福島内科	672-4970
	16	土	芳川病院	699-5355
	17	日	上板整形外科クリニック	637-6600
	18	月	新野医院	672-0571
	19	火	近藤内科医院	672-5630
	20	水	ファミリークリニックしんの	672-5148
5月	21	木	みやざき内科診療所	672-6618
	22	金	井内内科	694-5353
	23	土	井上医院	699-8070
	24	日	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
	25	月	川原眼科	694-8388
	26	火	友成医院	694-5515
	27	水	井関クリニック	637-6066
	28	木	春藤内科胃腸科	699-3777
	29	金	かまだ眼科	678-8585
	30	土	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
1	日	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689	
2	月	かまだ眼科	678-8585	
3	火	きたじま田岡病院	698-1234	
4	水	きたじま田岡病院	698-1234	
5	木	きたじま田岡病院	698-1234	
6	金	上板整形外科クリニック	637-6600	
7	土	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689	
8	日	川原眼科	694-8388	
9	月	野田(泰)医院	694-2009	
10	火	浦田病院	699-2921	

### 担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認  
 稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認  
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

# 断捨離プロジェクト (陶磁器編)

「断捨離」と聞くと、「整理する」という意味合いが強く、難しい・自分には向いてないと思っ  
ていませんか？

本当の断捨離の意味は……

- 「断」 = 入ってくる不要な物を断つ
- 「捨」 = 家にずっとある不要な物を捨てる
- 「離」 = 物への執着から離れる

例えば、物が増えてきたから捨てればいい、のではなく、自分にとって「本当に必要なもの」を  
考え直そうとするのが断捨離です。

そこで、上板町消費者協会は町民の皆さまの「断捨離」の後押しをしたいと考え、下記のとおり  
実施しますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

## 記

実施日：令和4年 **5月1日(日)**

午前9時～午前11時まで

場 所：上板町リサイクルセンター（役場西隣）

受入品目：割れていない陶磁器及びガラス容器（食器、湯飲み、コップ、置物等）

※受入品目をお持ち頂いた方に燃やせるごみ袋(大)10枚/世帯をお渡しします。

主催

上板町消費者協会

協賛

上板町環境保全課

必ずマスク着用  
してね!



# ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、

さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。  
どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

## 『あい』のご利用案内

☆場 所 上板町ふれあいセンター2階  
上板町役場より西へ300メートル  
上板町商工会西隣

☆受付時間 月曜日～金曜日  
午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日は休み）

- ☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
- ・これまでの経緯や現状についてお聞きし、今後のことを一緒に考えます。
  - ・定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
  - ・相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介します、おつなぎします。
  - ・必要に応じて訪問支援もおこないます。
- ☆相談は無料です。秘密は厳守します。  
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

## 電話相談

《受付時間》  
月曜日～金曜日  
午前9時00分～午前12時00分まで  
午後1時00分～午後5時00分まで  
☎ 088-637-6006

## 来所（面接）相談

《予約方法》（事前予約）  
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。  
《場 所》  
ふれあいセンター2階 『あい』相談室



相談したいけど、  
平日は時間がとれない…

平日の利用が難しい方には、毎月 第4土曜日の 午後7時00分～午後9時00分まで『あい』で 電話相談 及び 来所（面接）相談を受け付けています。

※電話相談・来所（面接）相談ともに、4月22日(金)の午後5時00分までに  
事前に電話予約をお願いします

4月の相談日は、4月23日(土)です。お気軽にお電話、来所ください。

第2弾

マイナンバーカードで  
マイナポイント

最大

20,000円分の  
マイナポイントがもらえる!

お好きな  
キャッシュレス  
決済サービスで  
使える!

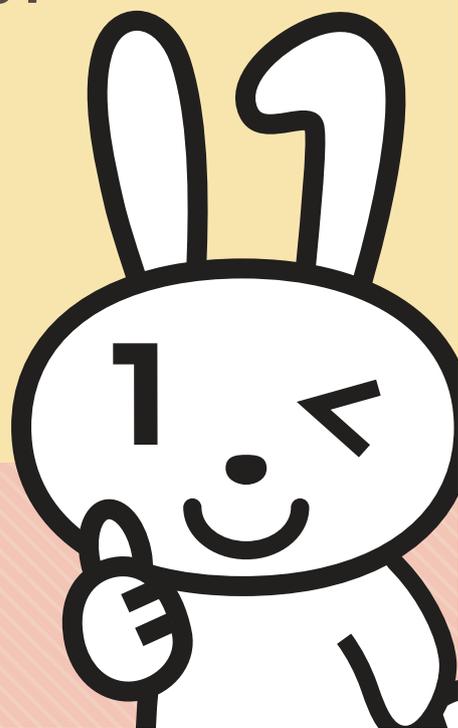
マイナンバーカードの 新規取得等で	+	健康保険証としての 利用申込みで	+	公金受取口座の 登録で
5,000円分		7,500円分		7,500円分
<small>※1,2</small>		<small>※3</small>		<small>※3</small>

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は準備ができ次第開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。

マイナポイントの利用は安心・安全です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。



最新の情報はマイナポイント事業  
ホームページをご覧ください!

マイナポイント



⚠️ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

⚠️ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

教えて！  
マイナちゃん



# よくあるご質問について

対象となる方

## ●マイナポイント第2弾の対象者は？

- 1 マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方  
最大5,000円相当のポイント
- 2 2022年1月1日から！  
マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方  
7,500円相当のポイント
- 3 公金受取口座の登録を行った方  
7,500円相当のポイント

1 2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、2022年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

2、3のポイント付与の開始時期などについては、決定次第お知らせします。最新の情報は、マイナポイント事業ホームページでご案内します。

予約・申込

## ●申込時に必要な決済サービスID・セキュリティコードってなに？

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に必要な情報のことで、**入力する情報は決済サービスごとに異なります。**



### ▼プリペイドカード／クレジットカードの場合(例)



### ▼アプリの場合(例)



### ▼オンラインサービス上で確認する場合(例)



## ●どの決済サービスで申し込めるの？

対象となる決済サービスは、**マイナポイント事業ホームページ**でご確認ください。

なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人が、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込む必要があります。決済サービスはおひとつだけ選択していただけますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

## ●子どももマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントをもらえるの？

15歳未満の未成年者については、**法定代理人(父・母などの親権者等)**が**マイナポイントの予約・申込**を行うことができます。

また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込むことができます。

※この場合、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算することはできないため、法定代理人名義の異なるキャッシュレス決済サービスを選択する必要があります。

申込状況が「申込済」になれば、申込完了しています。

申込後

## ●申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの？

申込状況の完了確認は、**マイナポイントアプリ**または**マイナポイント予約・申込サイト**でできます。

スマートフォンの場合 } マイナポイントアプリを起動し、「予約・申込状況の確認」をタップ、マイナンバーカードとパスワード(数字4桁)を使ってログインし確認を行うことができます。



ポイント付与について

## ●ポイントが付与されたかどうかは、どうやってわかるの？

**申し込んだ決済サービスのアプリ**や**ホームページの会員ページ**などをご確認ください。

マイナポイントアプリやマイナポイント予約・申込サイトでは確認できません。



## マイナポイント第1弾に引き続き、徳島県版プレミアムポイント第2弾を実施します

○概要…国の「マイナポイント第2弾」に加え、徳島県内の対象店舗での決済サービスの利用に対して、徳島県版プレミアムポイント(利用額の30%、最大3,000円分)が取得できます。

※徳島県版プレミアムポイント第1弾を取得していない方(上限3,000円に達していない場合を含む)が対象です

※徳島県版プレミアムポイント第2弾が対象の決済サービスでマイナポイントの申し込みを行った方に限ります

○実施期間…2022年4月1日～2022年12月28日

対象となる決済サービスは、「徳島県版プレミアムポイント事業第2弾」ホームページで公開されています。

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎ 088-694-6809

# 上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

## 成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルに注意！

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになります。

一方で消費者被害を抑止する役割を持つ**未成年者取消権**が行使できなくなり、契約の知識や社会経験が少ない若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

10代・20代の若者からの相談で、友人やSNSで

知り合った人に「もうけ話」を持ちかけられトラブルに巻き込まれたというケースも多く発生しているため、安易に契約を結ばないよう注意しましょう。

消費生活で困ったことや不安に感じるがあれば、消費生活センターまでお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口 ☎ 088-694-6816

秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝・年末年始を除く)



## お母さんありがとう ～飛び出すカード～を作いませんか？

母の日は、日頃の感謝を伝える絶好の機会です。

飛び出すカードにメッセージを添えて「ありがとう」を伝えましょう。

「おかあさんになるってどんなこと」の絵本の読み聞かせもあります。

日時 令和4年5月7日 土曜日 午後1時30分～

定員 15名  
(先着となりますので、お早めに電話でお申し込みください)

参加費 無料

対象 児童生徒 (保護者同伴可)



● 場所・お問い合わせ ● 馬道会館 上板町西分字原淵18番地2 ☎ 088-694-4868

## 春のガーデニングをしてみませんか？

春は初心者でもガーデニングが楽しめる時期です。

うららかな日差しの下で咲く花々は心を和ませてくれます。

春カラーを意識したり、鉢にもこだわったりして、おしゃれなガーデニングをしてみませんか。

贈り物にも最適です。

日時 令和4年4月27日 水曜日 午後1時30分～

申し込み締め切り 4月22日 金曜日 午後5時まで

材料代 2,000円



● 場所・お問い合わせ ● 馬道会館 上板町西分字原淵18番地2 ☎ 088-694-4868

# 水道課からのお知らせ!

●次の場合は、申請手続きが必要です。

- ①開栓の申請  
(転入で、水道を開栓する場合など)
- ②閉栓の申請  
(転出で、水道を閉栓、撤去する場合など)
- ③名義人・使用者の変更申請  
(名義人死亡により、名義人・使用者を変更する場合など)
- ④休止の申請  
(長期(半年以上など)の入院、海外旅行などで家を空ける場合など)

●水道料金が高くなってきたと感じた時は、宅内漏水にご注意ください。

## 漏水の調べ方

- ①家中の蛇口を全て閉めましょう。
  - ②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を確認しましょう。
  - ③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。
- ※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 水道課 ☎ 088 - 694 - 6817

## 人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和4年4月は次のとおり予定しています。

**開催場所** 上板町中央公民館(役場2階) 第1会議室  
**開催日時** 令和4年4月21日(木)  
午後1時30分～午後4時00分

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

### ○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎ 088-664-3701  
徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル内  
あいぽーと徳島

### ○徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課  
徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階  
**相談時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分

### 電話による相談

#### ●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル ☎ 0570-003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

#### ●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル ☎ 0120-007-110

#### ●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル ☎ 0570-070-810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。



● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎ 088 - 694 - 6809

## 春期企画展

# 『なつかしの鍛冶屋原線—廃線から50年—』 のお知らせ

上板町立歴史民俗資料館では次の日程で令和4年度春期企画展を開催します。

「なつかしの鍛冶屋原線—廃線から50年—」  
令和4年4月1日(金)～令和4年4月30日(土)  
(月曜日休館)

**開館時間** 午前9時～午後4時30分 入館無料

昭和47年に廃線となった 国鉄「鍛冶屋原線」に関する資料を中心に、昭和47年に起こった出来事や流行に関連する資料を展示します。今からちょうど50年前の上板町の姿を是非ご覧ください。



令和4年度上板町立歴史民俗資料館 春期企画展示

## 懐かしの鍛冶屋原線 —廃線から50年—



日時 令和4年4月1日(金)～4月30日(土)  
午前9時～午後4時30分 月曜休館  
入館料 無料

お問い合わせ 上板町立歴史民俗資料館  
上板町泉谷字原中筋8-1 ☎ 088-694-5688

● お問い合わせ ● 上板町立歴史民俗資料館 ☎ 088-694-5688

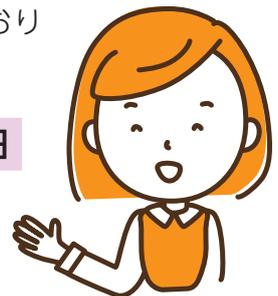
## 休館日変更のお知らせ

令和4年4月1日より、上板町立歴史民俗資料館の休館日が以下のとおり変更となります。

**休館日** 毎週土日月曜日・祝日 ⇒ **毎週月曜日・祝日の翌日**

※開館時間 (午前9時～午後4時30分)・入館料 (大人220円・小人110円)

※企画展示等の際は変更あり)は変更無し。



● お問い合わせ ● 上板町立歴史民俗資料館 ☎ 088-694-5688

# とくしま上板熱中小学校 第11期入学生募集中!

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。4月16日(土)から第11期がスタートします。

第11期よりこれまでの座学中心から、課外活動の時間を多く取り入れた授業スタイルへ変更して参ります。活動を通じて世代を超えた新しい仲間ができます。

講義は、オンライン配信も行っています。ご都合に合わせて受講場所を選べます!

## 第11期の講師陣を少しだけご紹介!

4月16日登壇予定

校條諭 / メディア研究者 代表理事



1948年茅ヶ崎市生まれ。メディア研究者として紙からデジタルまでを視野にメディアの未来を考察。高校で新聞記者の“武勇伝”を読んだのが原点。野村総研・ぴあ総研で情報社会・メディア産業・消費者行動の研究。草創期のインターネットに出会って「これだ!」と起業し、オンラインマガジンやSNSのはしりのコミュニティサービス提供。



6月11日登壇予定

畠中智子 / 株式会社わらびの 代表



1959年高知県旧香北町藤野生まれ。1992年「高知のまちづくりを考える会」発足後、市民誰もが自由に気軽に参加できる会議スタイルとして「ワークショップ」手法に注目。まちづくり、福祉、教育、人権、商品開発など、参加型の場面ならばジャンルを問わずワークショップのファシリテーターとして活動。2012年12月12日、まちづくりや地域おこし、一次産業の振興などに関わる企画実践を主とした「株式会社わらびの」を設立。



- 期 間 : 2022年4月～2022年9月  
毎月、土曜日または日曜日 13:00～16:00(予定)
- 場 所 : 上板町技の館 2階(上板町泉谷字原東32-4)
- 授業料 : 5,000円(材料費別、授業回数約5日開講/約8コマ)
- 申込方法 : TEL: 088-694-7766 / FAX: 088-694-7767  
Mail: ai@wazanoyakata.com
- ホームページから入学申込可能です。詳しくは「とくしま上板熱中小学校」で検索!
- ※ご不明点があれば、いつでもご連絡ください。

### ●わらあい市開催予定●

技の館にて、毎月第一日曜日に開催。ワークショップや新鮮野菜・軽食の販売、ミニ縁日等ご準備しております。是非ご家族やお友達とお越しください。

4月3日  
5月1日  
6月5日



お問い合わせ 技の館 一般社団法人ジャパングループ上板

〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4

☎088-637-6555 FAX 088-637-6554 Mail: ai@wazanoyakata.com <https://wazanoyakata.com>

# 一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

開設日	開設時間	開設場所
4月20日(水)	午後1時30分～ 午後3時30分	上板町 老人福祉センター

● お問い合わせ ●

上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

# HAPPY BIRTHDAY

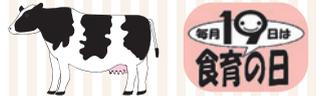
## お誕生おめでとう

(令和4年2月)

- 小川 真廣、真由美、昂輝 男子(西分)
- 切中 健太、慧、湧麻 男子(鍛冶屋原)
- 廣瀬 健一郎、真夕、かな 女子(七條)
- 難波 一輝、公美、莉子 女子(下六條)
- 森口 貞治、茜、佑春 男子(七條)
- 大森 隆喜、梨奈、桜舞 女子(七條)



## 学校給食センター 給食用牛乳が変わります!



現在、世界中でSDGsの達成に向けて取り組みがなされている中で、プラスチックゴミが大きな問題となっています。学校給食用牛乳のストローには年間700tのプラスチックが使われていることから、ストローレスパックやバイオマスプラスチックの導入が全国的に進みつつあります。

上板町でも4月から牛乳納入業者が現在の四国明治株式会社から日本酪農協同株式会社(毎日牛乳)に変わることに伴い、ストローレスパックが導入されることになりました。

1人の100歩より100人の1歩。小さな取り組みも長く続けることで大きな成果につながることでしょう。ご理解のうえご協力のほどよろしくお願い致します。



● お問い合わせ ●

上板町給食センター ☎ 088-694-2279

畳製作一級技能士のいる店 **UELA** 徳島県マスコット・すま第11-80号 やわらすだちくん

# 植田畳店

畳のことならまかせて

家具移動無料 見積り無料 遠くでもOK!! 女性スタッフ同行可能

上板町神宅  
☎ 0120-350-193 ☎ 088-694-2585  
<https://www.uetatatami.com>

上板町広報誌「広報かみいた」に掲載する有料広告の募集を行います。

※5月号に掲載希望の場合は4月5日(火)までにお申込みいただく必要があります。

掲載をご希望の方は上板町HPをご覧くださいか、企画防災課までお問い合わせください。

### 【募集広告サイズ】

- 1号広告  
サイズ 66mm×91mm
- 2号広告  
サイズ 66mm×182mm

広告を募集しています



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824